

琉球大学学術リポジトリ

琉球と日本本土の遷移地域としてのトカラ列島の歴史的 位置づけをめぐる総合的研究

メタデータ	言語: 出版者: 高良倉吉 公開日: 2009-03-03 キーワード (Ja): トカラ列島, 琉球, 十島村, 中之島, 奄美 キーワード (En): Tokara Islands, Ryukyuan, Toshima village, Nakanosima island, Amami Islands 作成者: 高良, 倉吉, 山里, 純一, 池田 栄史, 赤嶺, 政信, 狩俣, 繁久, 真栄平, 房明, 豊見山, 和行, 鈴木, 寛之, Takara, Kurayoshi, Yamazato, Junichi, Ikeda, Yoshifumi, Akamine, Masanobu, Karimata, Shigehisa, Maehira, Fusaaki, Tomiyama, Kazuyuki, Suzuki, Hiroyuki メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/9008

近世トカラと漂流・漂着

— 中国・朝鮮との関わりを中心に —

渡 辺 美 季

0. 関心の所在

屋久島と奄美大島の間に縦長に点在するトカラ列島は、その地理的条件から様々な文化の結節点として東アジアにおいて重要な役割を果たしていたとされ、民俗学や地理学などの諸分野で活発に研究が進められてきた地域である。しかし、相対的に歴史学の分野では研究の蓄積が少なく、未開拓の部分が多い。この状況を「奄美・琉球研究のいわば谷間にあって影が薄い」と指摘した真栄平房昭氏は、中世日本の「境界」という視点からトカラ列島の歴史的位相を探りつつ、中世から近世初期におけるトカラの「対外関係」（倭寇・島津氏の琉球出兵・異国船の来航などとトカラとの関わり）の諸相を描いてみせた〔真栄平2001〕。

しかし近世期のトカラにおいて「外」とのどのような出入りがあったのかは未だ十分には明らかにされていないように思われる。この場合の「外」としては、①日本の他地域や②琉球、そして③それ以外の地域（いわゆる「異国」）などが挙げられるが、近世期、とりわけその大部分を占める江戸時代においては、幕府によって異国との関係が厳しく統制されていた点を鑑み、ここでは特に③を取り上げ、近世（主に江戸時代）のトカラが「異国」とのどのような関わりを持っていたのかを考えてみようと思う。北上する黒潮に隣接し古来より様々な交流の歴史を持ったこの地域が、近世期にどのような「異国体験」を蓄積してきたのだろうか。こうした歴史的事実を明らかにすることは、トカラ近海及びトカラ列島が当時の人々にどのように認識され、またそうした認識は当時の政治や文化へどのような影響を及ぼしていたのか、と言った諸問題を解く鍵にも成り得るはずである。

江戸幕府によって対「異国」関係を厳しく制限されていた当時、異国との関わりが生じる最大の機会、異国船の漂流・漂着事件及び寄航事件であった。後者に関しては真栄平氏の指摘したオランダ船ズワーン号の寄航事件（1644）や、イギリス坂の戦いで有名な英捕鯨船の宝島寄港事件（1828）が知られている。では漂流・漂着事件の諸相はどのようなものであったのだろうか。『十島村誌』に指摘されている外国船の漂着事件は1822年の朝鮮人漂着の1件のみである。その他にトカラ研究を主題としない諸論考の中で幾つか言及されている漂流・漂着事件もあるが、トカラに焦点を当ててこのテーマを扱った研究は今のところ皆無である。そのため漂流・漂着事件によるトカラと「異国」との出入りの全容は未だに茫漠としている。

そこで本稿では近世トカラの対「異国」関係を、主に漂流・漂着問題を切り口に追って

いこうと思う。具体的には江戸時代の対外関係や薩摩藩政の基本的な史料類から可能な限り事例をピックアップし、①「近世期トカラの漂流・漂着年表」を作成すること、②そこから見える幾つかの論点を提示すること、③この素材が今後活かされるよう主立った史料の記載を集めた史料集を作成することを目的とする。また、そこに少なからず見える琉球との関わりも指摘してゆく。

1. 近世トカラと漂流・漂着

(1) 先行研究

七島灘で難破したり各島に漂着したりした事例として、『十島村誌』では1822年から1867年の間に計13件(朝鮮船1・琉球船2・他国船2・藩内船7・その他1)が挙げられている。近世期におけるトカラ列島の海難記録をデータ化したものは管見の限りではこれが唯一の先行研究である。この中で異国船漂着事例として挙げられている1822年の朝鮮船漂着の事例に関しては『十島村文化財調査報告書(第二集)』に地方史料として「中之島に朝鮮人漂着=付取拂勘定帳」が掲載されている。その他に、池内敏氏が作成した「近世朝鮮人の日本漂着年表」の中に、トカラに漂着した朝鮮人の事例が6件挙げられている[池内1998]。

(2) 史料及び年代

今回、近世期のトカラ列島と異国との漂流・漂着事件をデータ化するに当たって、筆者が重点的に調査した史料は以下の通りである。

〔日本関係〕通航一覧、通航一覧統輯、旧記雑録、長崎志、華夷変態

〔朝鮮関係〕同文彙考、漂人領来謄録

年代は江戸幕府の存続期(1603-1867)を中心に1600年から1867年頃までを調査した。

(3) 近世トカラ列島における漂流・漂着

その結果、近世期の漂流・漂着は主に「中国・朝鮮」との間で発生したことが分かった。漂着に関しては以下の通りである。

漂着地	諏訪之瀬島	宝島	平島	中之島	口之島	?	計
中国船	2	3	2	1	0	2	10
朝鮮船	2	1	0	1	1	1	6
計	4	4	2	2	1	3	16

その他に異国船の寄航事件や、漂着事件かどうか不明な事件が計3件あった。

次にトカラ列島からの漂流に関しては以下のようになった。

中国漂着	1
朝鮮漂着	3
計	4

トカラに漂着した中国人は、薩摩経由で長崎に回送され、長崎に来航する中国船に便乗して帰国した。朝鮮人は、対馬に回送され、そこから朝鮮に送還された。中国に漂着した日本人は多くの場合、乍浦に集められ、そこから長崎行きの貿易船で送還された。朝鮮に漂着した場合は、釜山の倭館に送られそこから対馬経由で送還された。簡単に示すと以下のようなになる。

中国人→トカラ漂着→薩摩→長崎→中国

朝鮮人→トカラ漂着→薩摩→長崎→対馬→朝鮮

日本人→中国漂着→乍浦→長崎（→薩摩→トカラ）

日本人→朝鮮漂着→釜山→対馬→長崎（→薩摩→トカラ）

こうした送還システムに関しては、[春名 1995] [池内 1998] などによってすでに研究が蓄積されているので、詳しくはそれらを参照されたい。

さて前掲の史料やそれらを用いて作成したデータの大きな問題点として、史料の記録性にばらつきがあり、全ての事例を拾えない点を指摘しておきたい。対朝鮮の漂流・漂着事例に関しては、対馬及び朝鮮に網羅的な記録があるので「送還された事例」はほぼ 100% 明らかになると言ってよいだろう。問題は、そうしたデータベース的な史料が作成されなかった中国に関してで、偶然史料上に記載された事例しか拾えないので、多くの事例を見落としている可能性がある。その他に「送還されない漂着民」、すなわち破船せず漂着地から自力で帰国（自力回航）した船に関しては、トカラに関しては全く把握できなかった。近世期琉球にはそうした船が多く見られることから、トカラにおける「自力回航」の実態も今後明らかにされるべき課題の一つであると思う。

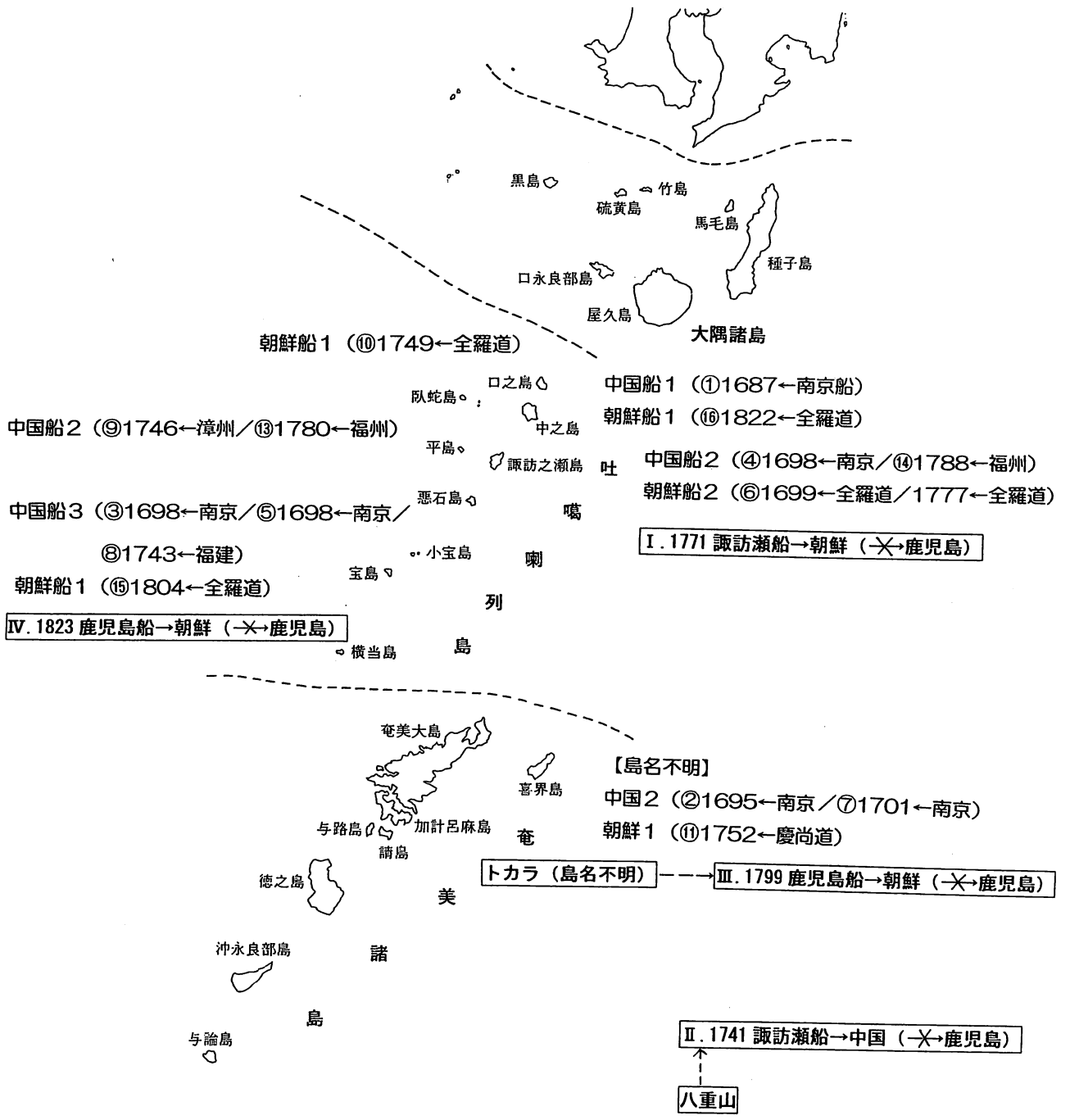
また別の問題点として、「トカラのどの島に漂着したのか、どの島から漂流したのか」という情報が史料上に記されていないケースが散見される点を挙げる。当時、「七島のどの島か」という情報は、「(七島の外において) 記録を残す側」にとってはあまり重視されていなかったことが窺われる。これはすなわち彼らがトカラの各島の内部構造などにも余り注意を払っていなかったことの現れであると思われ、上記のような史料からトカラ自体の歴史をどのように明らかにし得るのかという問題が大きな課題として存在することに注意すべきであろう。

2. 中国・朝鮮からトカラ列島への漂着

こうした史料上の制約はあるが、その中から僅かに見えるトカラに関して論点を二点に絞って考察してみたい。

(1) トカラに漂着するということ

奄美大島とトカラを横切って黒潮が流れている関係で、トカラ海域は「七島灘（落漕）」と呼ばれる船の難所であったことはつとに有名である。そのことは「中之嶋と申所、潮並悪敷所に而御座候、殊に警固之日本船逗留不成所に候條、大嶋へ參可然とて…（中之島と言うところは潮並が悪い所で、殊に警護の日本船も逗留できない場所なので、大島へ行く



松下志朗他編『街道の日本史 55 鹿児島島の湊と薩南諸島』吉川弘文館、2002、7頁「図3 薩南諸島の島々」を転写して使用。

《漂着年表》

(1) トカラに漂着した中国人・朝鮮人

No.	西暦	日本年号	中国年号	月日	場所	国籍	人数	典拠	備考
※1	1640	寛永 17	崇禎 13	?	平島	中国	3	雑録	漂着かどうか不明
※2	1644	寛永 21	順治元	8月?	?	オランダ(ズワーン号)	?(1名捕獲)	雑録・真栄平 180-182	ズワーン号事件
1	1687	貞享4	康熙 26	11月19日	中之島	中国(来朝の南京船)	67	華夷変態	漂着
2	1695	元禄8	康熙 34	12月13日	?	中国(南京船)	14	華夷変態	漂着
3	1698	元禄 11	康熙 37	9月11日	宝島	中国(来朝の南京船)	37	雑録・華夷変態	漂着
4	"	"	"	10月1日	諏訪之瀬島	中国(来朝の南京船)	39(1名死亡)	雑録・華夷変態	漂着
5	"	"	"	12月28日	宝島	中国(南京船)	25	雑録	漂着
6	1699	元禄 12	康熙 38	11月11日	諏訪之瀬島	朝鮮(全羅道済州ほか)	44	雑録・同文・漂人・池内 23	漂着
7	1701	元禄 14	康熙 40	12月11日	?	中国(南京船)	19	華夷変態	漂着
8	1743	寛保3	乾隆8	7月10日	宝島	中国(福建小船)	4	雑録・一覽	漂着
9	1746	延享3	乾隆 11	12月?	平島	中国(漳州船の端船)	15	長崎志・一覽	漂着
10	1749	寛延2	乾隆 14	9月28日	口之島	朝鮮(全羅道済州)	11	同文・漂人・池内 50	漂着
11	1752	宝暦2	乾隆 17	2月12日	?	朝鮮(慶尚道統営)	13	同文・池内 51	漂着
12	1777	安永6	乾隆 42	2月26日	諏訪之瀬島	朝鮮(全羅道功嶋)	7	列朝制度・同文・池内 65	漂着
13	1780	安永9	乾隆 45	11月26日	平島	中国(福州船)	27	一覽	漂着
14	1788	天明8	乾隆 53	12月3日	諏訪之瀬島	中国(福州船)	34	一覽	漂着
15	1804	文化元	嘉慶9	2月5日	宝島	朝鮮(全羅道羅州注可嶋)	15	同文・池内 82	漂着
16	1822	文政5	道光2	12月14日	中之島	朝鮮(全羅道済州)	11	十島村・同文・池内 97	漂着
※3	1824	文政7	道光4	7月8-9日	宝島	イギリス捕鯨船	?(1名射殺)	雑録	寄航

(2) トカラから中国・朝鮮への漂着

No.	西暦	日本年号	中国年号	月日	出発地	目的地	漂着場所	出自	人数	典拠	備考
I	1711	正徳元	康熙 50	?	諏訪之瀬島	恵児島	朝鮮	諏訪之瀬島居民	3(2名死亡)	同文・雑録	—
II	1741	寛保元	乾隆6	7月19日	八重山	鹿児島	中国	諏訪之瀬人ほか	21(1名死亡)	雑録・一覽	内二人は琉球人
III	1799	寛政 11	嘉慶4	7月3日	七島	本州	朝鮮	薩摩州麻兒島人	26(7名死亡)	同文	—
IV	1823	文政6	道光3	8月3日	宝島	鹿児島	朝鮮	薩摩鹿兒島居民	6	同文	内二人は吏員

べきだと…」¹」などと漂着船に関する記録からも窺われる。ただし当時の人々が七島灘を、どの程度「黒潮」として認知していたかどうかは注意を要する問題である。川合英夫の研究によると、この付近での黒潮に相当する海流注記の初見は『正保琉球国絵図』(1646-47)の「琉球国〔大嶋〕絵図」に見られる「七嶋之内とからよりふかいか浦湊迄海上三十五里已之方ニ当ル此渡昼夜共ニ潮東へ落ス」という記載であるという〔川合 1997: 134〕。そして古代・中世を通じて日本人による黒潮の記載は見当たらないとのことである。

ともあれ黒潮の認知の如何に関わらず、遭難した人々にとって陸地であるトカラ列島に辿りつけたことは喜ばしいことであった。諏訪之瀬島に漂着した事例4の中国人の場合は以下の通りである。

帆楫を損じ、既に沈溺之危き躰に而、運にまかせ漂流仕罷有候内に、十月朔日に、又々逆風に逢申候所に、折節山を見かけ申候に付、幸之儀と奉存、碇をおろし申候、尤其節爲案内、石火矢をうち申候得者、警固船被差出…（帆柱は破損し、既に沈没しそうになりながら、運に任せて漂流していると、10月1日にまた逆風に遭ってしまいました。ちょうどその時、山を見掛けたので幸いに思って碇を降ろしました。その時知らせるために石火矢を打ちましたら、警護の船が〔島から〕差し出されました。）²

しかし折角陸地にたどり着いても、トカラの場合、船が着岸したり船を保護したりできるような十分な港湾設備が無かったようである。宝島に漂着した事例3の中国人の場合は次のようであった。

尤其節北風強く御座候故、挽船を申請候義も難成、殊に其邊船を繋ぎ可申湊も無御座、一船之者ども斗方を暮罷在候處に、小船壹艘被差出、琉球之大嶋深江浦と申湊へ被導…（尤もその時は北風が強かったので引き船を求めるのも難しく、その上その辺には船を繋げられるような港もなく、船の者たちが途方に暮れていたところ、〔宝島から〕小船1艘が差し出され琉球大島の深江浦という所へ導かれた）³

その他にも「唐船之儀者湊無之處に繫置候ニ付、所之者共出精候得共、手ニ及不申、去月五日終令破損候間（唐船は港のない場所に繋いでおき、地元の者達で精を出しましたが手に及ばず、先月5日に遂に損壊してしまいました）」⁴、「其上七嶋之儀湊無御座（その上七島には港が無く…）」⁵などの記録が見られる。すなわちトカラは「七島灘（＝海の難所）」などよりも、むしろ「港の無い島々」として強く認識されていたことが窺えるのである。

そしてこのような中、ようやくトカラに「漂着」した船々は、概ね「満身創痍」と言っても良い程の状況であった。例えば事例7の中国船では「連日風波甚狂、至十五晚、被西風吹斷猫索、本船打破、連貨並無一物存留（連日風波が烈しく狂い、15日の晩に西風に碇綱

1 事例1（史料①-A）。

2 事例4（史料④-B）。

3 事例3（史料③-B）。

4 事例5（史料⑤-A）。

5 事例6（史料⑥-A）。

を吹き切られ、船が打ち壊れ、荷物は少しも残らず…」⁶という状況であった。積荷に関しては、当時遭難船は船体を少しでも軽くするためしばしば「海中への積荷投棄」を行っていたことにも注意を要する。事例1の中国船では下記の如きである。

翌十九日に又々風難に逢、漸七嶋之内、中之嶋大川浦に致漂着候、然るに依て、右十九日之夜、洋中に罷在候内、風難最中之節、無是非船中之荷物、手がかりに御座候分、大小物數百四丸、海中に捨申候、此内大分は藥種、砂糖、客共手廻りに而御座候、其外端物、さや之類、都合貳百端余捨申候、其節船之儀は、尤無恙御座候得共、帆柱を受け持有之候胴木と申物くつろぎ、又は梶所もゆるぎ申所有之、其上帆之綱なども、度々之風雨之難にち、少々くされ申、つよみ無之様に罷成…（翌日19日に又々風難に遭って、漸く七島の中の島大川浦へ漂着しました。その夜、まだ海上で風難に遭っている時に、是非無く船中の荷物で手近な所にあった分の大小の物數百四丸を海中に捨てました。その大部分は藥種・砂糖・乗客の手荷物で、その他に端物・さや物の類も合計200程捨てました。船は無事でしたが、度々風波の難を受けて少し腐り弱体化しています。）⁷

また事例14の中国船に関しても次のような記録がある。

俄に西北の風をこり、檣を折楫を取られし故、荷を捨空船にて數日漂ひ、十二月三日、風烈數本船打碎し故、橋船に乗移り、風に任せ漂ふ内、磯邊に吹付られ、皆々磯へ上りしに…（突然西北の風が怒り帆柱を折り舵を取られて、積荷を捨て空船の状態で數日漂流し、12月3日に風が烈しく吹いて船を打破したので、ボートに乗り移り、風に任せて漂う打ちに、磯部に吹き寄せられ、皆で磯に上がったところ…）⁸

近世期の薩摩藩に中国船の漂着が特に多いことから、漂着を装った密貿易の存在を推測する説もあるが、上述のような実態を鑑みると、ことトカラに関してはその仮説は成り立ち難いように思われる。

（2）トカラにおける処置

次にトカラ列島における漂着民の処置について述べる。

①トカラの政治的構造

七島（トカラ列島）は鹿児島藩船奉行の管轄下に置かれ、口之島・中之島・宝島には宝永（1704-11）頃に津口番所が、寛政元（1789）年に異国船番所・異国船遠見番所が設置された。これら三島には鹿児島城下から城下士が二人ずつ派遣されて在番を勤めた。これが口之島在番（口之島・臥蛇島・平島）、中之島在番（中之島・諏訪之瀬島・悪石島）、宝島在番である。この在番の下で、各島の門閥家の当主が郡司として浦役を兼ねながら島政

⁶ 事例7（史料⑦・A）。

⁷ 事例1（史料①・A）。

⁸ 事例14（史料⑭・B）。

に当たった。また在番とは別に横目も派遣されていた（鹿児島藩庁から一年交替）。

②救助・尋問

薩摩藩では海上に船が発見され漂着船と確認されると、安全な場所に船を誘導した上で「諭単」という問答例を以て尋問が行われた⁹。列朝制度（54巻4407号・1745年）には以下のように定められている。

唐船可致漂着様、遠見番之者並海邊之もの共見及、告來候ハゞ、早速所之役人中罷出見合、若碇を卸候ハゞ、小船餘多差出之、早速諭單之書付を以、漂着之次第相尋、湊へ引入候歟、湊無之候ハゞ、近邊之湊又は繫場能所へ挽入候歟、見合次第、唐船不致破損様差引仕、右唐人何國之船、人數何拾何人、或長崎へ來朝何方へ差越、何月何日何方より出船、何月何日何所へ漂着碇を卸候、南蠻宗旨之者、同書信等、其他毒藥、不載來由、一紙之書物同案貳通、唐人え申付、唐船主印判押セ取之、委細之書状相添、異國方御用人迄、早々宿次を以可差越候、唐人書物之旨を以、長崎へ御案内有之事候間、唐人數等書物無相違様引合、入念可相改事（中国船が漂着する様子であると、遠見番や海辺の者が見極めて報告してきたら、すぐにその地方の役人が出動して観察し、もし碇を卸したら小船を沢山出して早速「諭単」によって、漂着の事情を尋問し、港へ牽引するか、港の無い場所であれば近辺の港か船着き場へ牽引するかを判断して、中国船を破損しないように引き入れ、「この中国人はどここの国の船で、人数は何十何人で、長崎へ来て何処へ行くのか、何月何日にどこから出船したのか、何月何日何処へ漂着し碇を卸したのか、キリシタンの者や書信や毒藥などは載せていない」ということを一筆書かせ、同じ書物を二通したためさせ、船主の印判を押させて、詳細を書いた書状を添え、異國方御用人まで、急いで宿次によって報告すべきである。中国人の書物の趣旨を以って、長崎へご報告するので、中国人の数など書物と違いがないように引き合わせ、入念に調べること。）¹⁰

トカラにおいても船影は陸から監視されていた。宝島へ漂着した中国人の事例8では、以下の如くである。

當七月九日小船壹艘相見得、漸々嶋近寄來候付番人付置候處、夜中碇を爲卸様子候得共難見分…（當7月9日に小船が一艘見えて段々島に近づいてきたので、番人を付けて置いたところ、夜中に碇を降ろしたようであったが見分けがたく…）¹¹

そして尋問が行われた。七島へ漂着した中国人の事例2では以下の通りである。

天を仰、助けを願罷在候處に、幸其所ら小船を被差出、御救之ために、口通じ申候者を以、委細に私共漂流之旨趣を御尋被成候に付…（天を仰ぎ助けを願っていたところ、幸いにその場所から小船が差し出され、救助のために「言葉の分かる者」を通じて詳

⁹ 諭単に関しては〔徳永1998〕に詳しい。

¹⁰ 列朝制度（上・903-904頁）。

¹¹ 事例8（史料⑧・A）。

細に漂流の趣旨を尋ねられたので…) 12

この事例からは七島に「言葉（中国語）の分かる者」がいたことが窺えて興味深いが、これに関しては他の史料上に関連する記載が全くないため詳細は不明である。また論単を使った尋問の事例は史料中には見当たらなかった。

③隔離・軟禁

漂着民に別段問題がない場合は上陸させることになる。但し当時外国人漂着民は、原則的に土地の者から隔離して軟禁し、終始見張ることが幕府の方針であった。列朝制度（54巻 4407号・1745年）では以下のように定められている。

唐舟不依漂着破損候ハゞ、何とぞ唐人不殘相助、荷物等可成までは取揚之、其趣、異國方御用人え早々申越、人家迦ニ木屋相調候歟、又は人家を明除候歟、見合次第申付、唐人荷物共ニ入置、堅固ニ致圍、番所晝夜相詰、唐人共圍外え不立入様可仕候、唐舟破損之儀到來次第、差引人被差越筈候條、萬端可有覺語（悟）事、

（中国船がはからずも漂着し破船したら、中国人は残らず助け、荷物等もなるべく回収し、その趣旨を異國方御用人へ急いで報告し、人家から離れたところへ木屋を用意するか、または人家を明け渡すかを、判断してから命令し、中国人と荷物を入れて、しっかりと囲い、見張り小屋に晝夜番人が詰めて、中国人を囲いの外へ出さないようにし、中国船破船の知らせが（藩に）届き次第、護送人を派遣するはずなので、万端心得ておくように。） 13

トカラでも漂着民が嚴重に隔離されていた様子が諸史料から窺える。事例2の中国人漂着民の場合は以下の如くである。

尤宿所に可仕所も無御座候處に、早速江邊にやらいを被仰付、一船之者共一所に被召置、其内を稠敷御警固に而、自由に出入も不被仰付儀とも御座候…（宿にするような場所もないので、早速浜辺へ囲いを作られて、船の者を一カ所に置かれ、厳しく警護され、自由に出入しないよう命ぜられ…） 14

事例5の中国人も以下のようであった。

折節風波荒、其分ニ而差置候ハゞ、早速令破損、唐人共可及溺死と所之者申談、人家遠所ニ小屋相調、同晦日唐人廿五人荷物共陸江卸、小屋江入置、外廻堅固圍申付、晝夜番之者付置申候（ちょうど風波が荒く、そのままにしておくとすぐに破船して中国人が溺死してしまうだろうと地元の者たちで相談し、人家から遠い所に小屋を用意し、同30日中国人25人とその荷物を陸へあげ小屋に入れて、外回りを堅く囲うように命じ、晝夜見張りの者を付けておきました） 15

朝鮮人漂着民に関しても例外ではない。事例6では以下の如くであった。

12 事例2（史料②-A）。

13 列朝制度（上・906頁）。

14 事例2（史料②-A）。

15 事例5（史料⑤-A）。

翌十二日所之小船共差出、朝鮮人陸に揚之、木屋相調入置之番之者堅固付置…（翌日の12日に地元の小船を差し出し、朝鮮人を陸へあげ、木小屋を用意してそこへ入れ、見張りの者をしっかりと付けて置き…）¹⁶

④食料支給及び船隻に対する処置

漂着民には食料が支給され、船隻の修理などの処理が施されることになっていた。列朝制度（54巻4407号・1745年）には以下のように定められている。

唐人飯米薪無之、當日及飢之由申候ハゞ、噯役人横目唐船へ乗、唐人質物少も無構、薪並朝夕之食物計相改之、唐人申出之通無別條候ハゞ、飯米薪、應人數、見合を以可相渡候、肴野菜等望候ハゞ、見合次第少々ツツ相渡、於長崎代銀可致首尾通、唐人より書付取置、警固人にて可相渡候、其外望もの有之候共、難相達之由申聞、酒之儀ハ如何様望候共、曾て爲取間鋪候、乍然綱碇無之候間、借用可致由唐人申候ハゞ、是又船中相改、彌以綱碇無之候ては（ハゞ？）、可借置候、唐人え借物は、御禁止之事候へども、綱碇無之候ては、長崎迄差送候儀難成筈候間、可有其心得事、

（中国人が飯米や薪が無く飢えているようなら、噯役人・横目が船へ乗り、中国人の質物には構わず、薪と朝夕の食物だけ調査し、中国人の申し出の通りで問題がないならば、飯米と薪を人数に応じて査定し渡すように。肴や野菜などを望むなら、査定次第少しずつ渡し、長崎で代銀を払うよう、中国人から証文を取って、警護人から渡すように。その他に望む物があっても聞き届けられないと申し聞かせ、酒はどんなに望んでも、決して与えてはならない。しかし綱や碇が無いので借用したいと申し出てきたら、再び船中を調べて、本当に内容なら貸すように。中国人へ物を貸すことは禁じられているが、綱・碇が無くては長崎に回送することも難しいはずなので、そのように心得ておきなさい。）¹⁷

トカラにおいても漂着民はまず食料を与えられて介抱された。事例8では「唐人共及飢様子候故、食事等爲給加介抱（中国人たちが飢えた様子だったので食事などを与えて介抱した）」¹⁸とされる。また1687年に中之島へ漂着した中国人の事例1では以下の如くである。

中之嶋ら成共、南京に歸唐仕度存、於彼地米拾俵、水薪酒、并に野牛壹疋、にわ鳥、其外野菜色々申請候而、歸唐の覺悟仕候得共…（中之島からでも南京へ帰唐したく思い、彼の地で米10俵・水・薪・酒・野牛1匹・鶏・野菜などを求め、帰唐の覺悟をしていたのですが…）¹⁹

諸処置制度が整ってきた近世中後期には、さすがに事例1のように野牛一頭を与えた例

¹⁶ 事例6（史料⑥・A）。

¹⁷ 列朝制度（上・904-905頁）。

¹⁸ 事例8（史料⑧・A）。

¹⁹ 事例1（史料①・A）。

は見当たらないが、唯一地方の史料²⁰が残る朝鮮人漂着民の事例 16（中之島漂着）では、一日に一人七合五勺ほどの米が与えられた他、味噌や煙草なども支給されたことが分かる。この米は、中之島・臥蛇島・口之島・平島に備えられている用心米²¹から支給されており、更に屋久島からも借米をしていた。こうした連絡や物資運搬のために、各島や国元（薩摩）との間に船が出され、屋久島から米の運搬中に遭難した船もあった。このようにトカラの一島に異国船が漂着すると、トカラを中心とした周辺各地に影響が及んだのである。

船隻の修理に関しては、トカラでは十分には行い得なかったようである。事例 5 では以下の通りである。

帆柱損候間、相調度由申=付、彼島之儀材木無之候、殊湊茂無御座由申聞候處、帆柱無之候而者出船難成候、縦致破損候共無是非候、命を助、長崎に差送候様ニと唐人共願申候（帆柱が損壊したので調達したいと言うので、この島には材木が無く、その上港も無いと言うと、「帆柱が無くては出船できない、たとえ破船しても仕方がないので、命を助け長崎へ回送して下さるように」と唐人たちが願い出てきた）²²

すなわち船を修理しようにも材木が無かったというのである。そしてこの船は後日損壊してしまう。以下の如くである。

唐船之儀者湊無之處に繫置候=付、所之者共出精候得共、手=及不申、去月五日終令破損候間（中国船は港のない場所に繫いでおき、地元の者達で精を出しましたが手に及ばず、先月 5 日に遂に損壊してしまいました）²³

このように漂着後に船が損壊してしまうケースが、トカラに関してはま見られる。事例 6 では以下の通りである。

朝鮮船之儀者所之綱碇を以繫留候處、弥大波=而所之者共手及不申、同十六日夜終令破船候、依之此方船=而其地に送越可申候、船滓之儀者焼捨可申候由書付差出、朝鮮人共より不殘致焼失候間…（朝鮮船も綱・碇で繋ぎ止めておきましたが、ますます大波になって千本の者では手に及ばず、16 日の夜にとうとう破船しました。このため当地の船でそちらへ送ることになり、船の残骸は焼却すべきであるという内容の書付を差し出し、朝鮮人たち〔の要請で〕残さず焼き捨てたので…）²⁴

船が損壊した場合は、焼却処分が通例であったようで、事例 8 でも「船之儀者唐人依願焼捨（船は中国人の要請で焼き捨てた）」²⁵と記載されている。

このような一連の処置のために多くの人員が徴収された。前出の中之島へ漂着した朝鮮人の事例でもほぼ全島総出と言ってよい程の人出が必要であった。これらの人々は在番（総

²⁰ 十島村（史料①中之島に朝鮮人漂着=付取拂勘定帳）。

²¹ 諏訪之瀬島・悪石島には用心米が備えられていない（『十島村誌』603頁）。

²² 事例 5（史料⑤・A）。

²³ 事例 5（史料⑤・A）。

²⁴ 事例 6（史料⑥・A）。

²⁵ 事例 8（史料⑧・A）。

指揮者)や横目、郡司の指示下で役目を勤めていた。

⑤回送

こうした処置を受けた後、漂着民は薩摩へ送り届けられ、最終的に長崎へ回送された。一例として事例6の史料を以下に挙げる。

右朝鮮人共所之小船餘多=乘之、彼島在番之者致警固、當國之地方迄送越可申由申越候間、到着次第當地より警固之者相添長崎に差送可申候(この朝鮮人は、地元の沢山の小船に乗せて、その島[諏訪之瀬島]在番が警護し、薩摩の地方まで転送するよう伝えたので、到着次第当地から警護の者を付けて長崎へ回送すべきである。)²⁶

(3) 転送先としての大島(トカラのゾーンの境界性)

ところで諸先行研究で指摘されている通り、清朝に対して日琉関係は隠蔽されていた。これは琉球を介して清との間に摩擦が起ることを恐れた薩摩藩の指示によって開始された政策で、元々琉球の領土であり、島津侵攻後、1611年に薩摩藩の直轄領となった道の島も、中国に対しては「琉球の領土である」という建前が貫かれていた[紙屋1990]。すなわちこの隠蔽政策は、少なくとも琉球と薩摩が(程度の差こそあれ)共通して実行していたものである。そしてこの隠蔽政策のために、漂着民の処置に関しては、トカラ以北の薩摩領は日本側の処置制度が敷かれ、道の島を含む琉球においては「(長崎に回送せず)琉球から清朝へ直接漂着民を送還する」など琉球独自の処置制度が敷かれていた[渡辺2002]。

ところが1698年に宝島へ漂着した中国人の事例3では「彼地之儀者湊無之、長々船を繋置候儀難成、當國之儀に送越候儀も順風無之時分之故、唐人共は相對之上、同十四日琉球之内大嶋と申所迄、案内相付差越申候旨(彼の地には港が無く、長々と船を繋いでおくのは難しく、薩摩へ送るにも順風がない時期なので、中国人へ相談した上で[九月]十四日に琉球の内大島と言う所まで、案内をつけて連れて行く)」²⁷という処置がなされている。

この事例からは薩摩領(トカラ)から建前上「関係を持たないはずの」琉球領(大島)へ中国人を堂々と送ってしまうという実態があったことが分かり、トカラは薩摩と琉球の狭間で、制度的境界の持つ意味がやや曖昧なものであった可能性が窺える。ちなみにこの船は大島を自船で出船後、また薩摩領へ漂着し、結局長崎へ回送されていた。

3. トカラ列島から中国・朝鮮への漂着

本節ではトカラ列島から朝鮮へ漂着した三件の事例及び中国に漂着した諏訪之瀬島船の一事例を分析し、そこから見える「域内交通の実態」と「日琉関係の隠蔽行動」に関して考察する。

(1) 域内交通の実態

²⁶ 事例6(史料⑥・A)。

²⁷ 事例3(史料③・A)。

トカラ列島から中国・朝鮮へ漂着した事例は四件しか見いだせなかった。しかし、この僅かな事例からも当時の「薩摩ートカラー琉球」と言った地域における域内交通の様々な実態を窺い知ることが出来る。

特に、「近世の琉球で薩摩藩の船頭・水主が果たした役割を解明することは極めて重要な課題であるが、船頭や水主に関する史料はごく限られていて、その商活動の実態を把握することは容易ではない」[仲地 1985: 371] という史料状況の中で、「大隅守藏方に相納候筈之米積廻として」琉球に赴き、八重山から米粟を積んで出船した後に遭難し中国に漂着した諏訪之瀬島船の事例Ⅱに関しては、諏訪之瀬島人を中心に泊浦・串野木・山川・鹿兒島・小根占・大根占といった地域の人々で構成される船員の氏名までをも含む詳細な記録が残っており、その活動の実態がより明らかになる点で貴重である。そしてその活動実態からは、「日本と琉球を結ぶルートは薩摩藩の船頭・水主によって独占されていたので、那覇の商人が日本へ出かけて行って活躍するチャンスはなかった」[仲地 1985: 370] という説が概ね裏付けられるものの、この船に那覇で水主として雇用された二人の琉球人百姓が同乗しており、また薩摩側に「琉人薩州之船に乗組候儀前々より有來候（琉球人が薩摩の船乗り組むのは以前から当たり前のことである）」という認識があったことを踏まえると、前説は若干の見直しを要するのではないかと思われる。

その他の事例からも薩摩藩の税米の運航にたずさわる民間船の諸相が垣間見える。朝鮮漂着の鹿兒島人船（事例Ⅲ）は七島から「七島税米 500 包・砂糖 250 桶・丹木 300 斤・寛永通宝 190 兩・細苧布木 15 疋・各色細苧布木 180 疋」を積んで出船し、本州に向かう途中で遭難したものであり²⁸、また朝鮮漂着の鹿兒島居民船（事例Ⅳ）には、宝島の次期「守番」2人が同乗して鹿兒島を出船し、宝島に到着し守番を交替後、前守番二人及び糧米3石を積んで鹿兒島に向けて出船したところで遭難・漂流ものであった²⁹。事例Ⅳの「守番」とは恐らく在番のことであろう。

こうした漂流・漂着事例から見える域内交通の諸相を、その他の史料と複合的に用いることで、域内交通の実態、特に不明な点が多い船頭や水主の活動の様子がより明らかになるのではないかと思われる。

（2）中国における日琉関係の隠蔽行動

ここでは（1）にも挙げた二名の琉球人を乗せて中国へ漂着した諏訪之瀬島船の事例Ⅱに、日琉関係の隠蔽行動という切り口から着目してみたい。まずこの漂着事件の概要を以下に記しておく。

・1740年10月12日、諏訪之瀬島の仲五郎の船が「大隅守の城米を運送する」ために鹿兒島を出船して琉球国那覇に向かった。ちなみにこの時、薩摩に来ていた琉球人

²⁸ 事例Ⅲ（史料iii・A）。

²⁹ 事例Ⅳ（史料iv・A）。

の今帰仁按司が、帰郷のために便乗していた。

・船は那覇に到着したが、ここで船頭が病死し水主一名が病気にかかったので、船員の一人であった泊浦の傳兵衛が船頭となり、那覇で琉球人二名を雇った。

・1741年3月に八重山に渡り、米粟530石を積んで戻る際、7月12日に遭難し、本船・貨物は沈没し、水主一名（小根占の助八）が溺死した。その他のメンバー（傳兵衛、諏訪瀬島9・泊浦2・串野木浦1・山川町1・鹿児島町1・小根占町2・大根占町1・琉球那覇百姓2）は幸い橋舟に乗り移って漂流し、7月19日に大清國浙江省寧波府屬縣舟山東小島に漂着した。

・漁人がこれを救い、舟山県令に報告した。官側に保護された漂着民は、鎮海・寧波・杭州・紹興・嘉興を通して乍浦に回送され、長崎行きの唐船に乗って1742年5月20日に長崎に到着した。

①琉球人二人の隠蔽行為

前述した通り琉球は清朝に対して日琉関係を隠蔽していた。この隠蔽主義政策は当時の琉球人に身分を問わず深く浸透していたが〔渡辺 2000：70-72〕、この船に同乗していた琉球人二人も例外ではなかった。以下の如くである。

唐國ニ而候半と存候付、琉人兩人之儀者包丁ニ而髮を切、日本人之姿ニ成、金城事ハ金右衛門、吳屋事五右衛門と名を替候よし（中国だろうと思ったので、琉球人二人は包丁で髪を切り、日本人の姿になり、金城は金右衛門と、吳屋は五右衛門と名前を変えたのであった）³⁰

また当人たちだけでなく、同船者も同じ隠蔽の意識を持って行動していたようである。船頭傳兵衛の帰国後の供述に次のようにある。

漂着之次第相尋候様子候付、唐國ニ而琉球下り之儀者遠慮有之事候付、琉球ハ渡海之儀者不致沙汰、日本國之内薩摩松平大隅守領内之者ニ而、山川と申所より米積入、七月七日出帆候段書付を以相達候得共分り不申候（〔中国人が〕漂着の次第を尋ねているようであったが、中国で琉球下りの事は言ってはならないことなので、琉球に渡海したとは言わずに、日本の薩摩松平大隅守の領内の者で山川という所から米を積んで7月7日出帆したと書付によって伝えたけれども〔彼らは〕分からなかった。）³¹

すなわち「日琉関係の隠蔽」という認識が、琉球だけでなくトカラ等の薩摩藩の船乗りにも共有されていたことが窺える。制度や領域の境界を越えて、こうした認識がどの程度の広がりを持っていたのかは、琉球とトカラとの関係を考える上でも重要な問題の一つであると言えるだろう。

ただし、中国に漂着した薩摩船が「琉球渡海」の事実を堂々と供述している事例³²もあ

³⁰ 事例Ⅱ（雑録『追録4』1810号）。

³¹ 事例Ⅱ（雑録『追録4』1810号）。

³² 1853年に中国へ漂着した船に関して、中国側の史料に「難夷供稱一名平左右衛門（中略）等十七名日本國薩摩島人、在本處裝載米酒豆出口、同船十九人開往琉球國發賣完竣、

り、事例Ⅱにおける「隠蔽」行為は琉球人が同乗していた結果なされた可能性もある点には注意が必要である。

またやや横道に逸れるが、なぜ金城を金右衛門、呉屋を五右衛門と変名していたのかも興味深い問題である。同様の事例として、1773（安永2）年に沖永良部島から薩摩に向けて出船して遭難し中国に漂着した薩摩船に、二人の沖永良部人が同船していた事例があるが、この時も「登世村を村右衛門、島森を島右衛門」と変名している³³。大和船に同乗する琉球及び道の島の船乗りたちには「万一の中国漂着」に備えてあらかじめ「大和名」を決めておく慣行が存在したのか、それともどんなに隠蔽しようとしても人はなんらかの痕跡を無意識に残してしまうものなのか、そのあたりは判然としない。

②幕府側に対する薩摩藩の懸念

さて無事に長崎へ送還された漂着民は、長崎奉行の取り調べを受けた後、薩摩藩へと回送された。そしてこの事件は長崎奉行から江戸幕府へと報告された。この江戸幕府への報告をめぐるやりとりの中から、琉球人の同乗と日琉関係の隠蔽に関して、薩摩藩・長崎奉行・江戸幕府の三者それぞれの認識にいささか齟齬があった様子が窺える。

薩摩藩（国元）から江戸の留守居役へ宛てた1742年6月11日付の書状において、以下のような記述がある。

一右之次第於江戸従

太守様御老中様は御届被仰上ニ而可有之哉と、平学は正兵衛致沙汰候處、琉球人之儀沙汰なしにて可相濟旨申趣有之候處ニ、伯耆守様被聞召、琉球人之儀御領内之者ニ者候得共、御沙汰なしにも難被成候間、右之次第江戸は可被仰上由被仰聞候、且又平学より琉球人之義、船頭申出候次第、委細江戸は被仰上答候間、御國許より江戸御届之儀は右之心得を以可申越候、琉球人乗組候儀伯耆守様ニ者能被聞召達、無子細儀ニ被思召候得共、於江戸若琉球人案内ニ而爲致渡海事ニ而者無之哉と御不審有之候而者、別而御六ヶ敷儀ニ候故、被入御念船頭口書迄江戸被差上、右躰之御不審無之様ニ被仰上答之由御内々承候、夫故ニ而候哉、御米積として薩州之船琉球は罷渡候儀無別條候哉、琉球人共薩州之船は乗組不苦事候哉之旨、正兵衛は及兩度御尋有之、薩州藏方米積として罷下候儀無別條、前々より琉球人薩州之船ニ而致渡海事候由、御答申出置候旨申越候、右次第候得者於江戸は御届可有御座と申談、總州様達 貴聞申越事御座候、（正兵衛（薩摩藩の長崎附人＝大脇正兵衛為貞）が「右の次第（＝琉球人が同船し、清朝で日琉関係を隠蔽した事）は江戸において藩主様から幕府老中様へご報告すべきですか」と、平学（長崎奉行の用人＝石井平学）へ尋ねたところ、「琉球人の事は報告

装載餉貨、駛回本國…」とある（中国第一歴史档案馆編『清代中琉関係档案三編』中華書局、1996年、617-620頁）。

³³ 『通航一覽』巻225。

せずに済ませるはずだったが、長崎奉行様（荻原伯耆守美雅）がお聞きになって、『琉球人は薩摩領内の者であるが報告しない訳にも行き難いので、江戸へ報告するべきだ』とおっしゃった。」とのことです。かつまた「琉球人のことは、船頭の供述が済み次第、詳細を〔長崎から〕江戸へ報告するはずなので、薩摩から江戸へのご報告もそのことを心得てなされるべきである。琉球人が同船していたことを長崎奉行様へはよくご報告し、〔奉行様は〕差し支えないと考えておられるけれども、もし江戸で琉球人の水先案内で〔中国へ〕渡海したのではないかと疑われては特に難しいことになるので、念を入れて船頭の口述書までをも江戸に送り、こうした疑いが持たれないよう〔長崎から幕府へ〕報告する筈である」と平学から内々に承った。そのためでもありましようか。「御米積として薩摩の船が琉球へ渡ることは当たり前のことなのか」、「琉球人が薩摩の船に同乗しても差し支えはないのか」と、〔平学が〕正兵衛へ二度お尋ねになりました。「薩摩藩蔵方米積として〔薩摩船が〕琉球に下ることは問題がなく、以前から琉球人が薩摩の船で渡海しております。」と、〔正兵衛が〕お答え申し上げたことをご報告いたします。こうした事情なので、江戸でも〔幕府へ〕報告されるべきだと相談し、島津吉貴（元・藩主）に申し上げて〔幕府へ〕お伝えする次第です。）³⁴

この史料からは、長崎奉行であった荻原伯耆守美雅が、琉球人が薩摩船に同船していたことを「問題ではない」と認識しながらも、「もし江戸で琉球人の水先案内で〔中国へ〕渡海したのではないかと疑われては特に難しいことになる」として江戸への報告へ万全を期すよう神経を使っていた様子や、長崎奉行の用人である石井平學が、「御米積として薩摩の船が琉球へ渡ることは当たり前のことなのか」、「琉球人が薩摩の船に同乗しても差し支えはないのか」と繰り返し薩摩藩士に確認している様子が読みとれる。

そして薩摩藩側の認識は同じ史料の別の箇所である以下の部分から如実に読みとれる。

（前略）琉球之儀大船少、過半薩州之船ニ而用事相弁、水主差支候節彼地ニ而琉人雇入候儀、唐國ニ而者致遠慮儀も前々有來事ニ者候得共、初而相聞得候而者自然御疑茂可有之哉と、長崎御奉行ハ被思召候所より委被相糺、其元ハ被仰越之由候、然者於其許何そ御疑者無之筈候得共、萬一御尋等茂有之候ハ、委曲申越候通を以御吟味次第可被仰出儀と申越候、（（前略）琉球には大船が少なく、過半数は薩摩の船によって用を足しており、水主に支障があった時には彼の地で琉球人を雇用する事、中国では日琉関係を隠蔽している事も、以前から当たり前のことであつたが、初めて耳にすれば自ずと疑われることもあるだろうと、長崎奉行もお考えになって詳しくご質問され、〔長崎から〕江戸へも報告されるとのことである。そうなっても江戸で不審を持たれるようなことは無いはずだが、万一〔幕府から〕お尋ねがあつたら、詳細に〔国元から〕伝えた通りのことを吟味して〔幕府に〕仰せ出るように。）³⁵

³⁴ 事例Ⅱ（雑録『追録4』1808号）。

³⁵ 事例Ⅱ（雑録『追録4』1808号）。

つまり薩摩藩側は「琉球人の薩摩船への同船」と「清朝に対する日琉関係の隠蔽」は、「以前から当たり前のこと」とであると認識している。一方で、そのことは幕府にとって「初耳」ではないのかと長崎奉行が懸念している点も読みとれる。

すなわち「琉球人の薩摩船への同船」と「清朝に対する日琉関係の隠蔽」に関して、「薩摩藩→長崎奉行→江戸幕府」の間で、「当たり前→（ともすれば）初耳」という認識のずれが窺えるわけである。紙屋敦之によると日琉関係の隠蔽は、清代に入ってから薩摩藩の指示で開始されたとされるが〔紙屋 1990〕、ここに幕府がどの程度関与していたかは未だ明らかにされていない。この問題は、幕府の築こうとした秩序の範囲や東アジアにおける清日の秩序の棲み分け方法に関わる重要な論点であると思われるが、ここでは「日琉関係の隠蔽」意識を露見したら何が起こるか分からないという危機感の中で共有する琉球人を中心とした民衆の世界が末端にあり、その上に政策として（ある種「建前」的に）隠蔽を推進する琉球王府や薩摩藩の意図が各々ずれながらも存在し、さらにその上に長崎奉行や江戸幕府の認識がまた各々ずれながら存在しているという構造が、この事例から如実に読みとれる点のみを指摘しておきたい。

4. 小結

以上、近世期におけるトカラと「異国」との関係を、漂流・漂着問題から分析し、基本的な史料群から汲み取れる概況を提示してきた。それと同時に、その中から読みとれる様々な問題点や論点を可能な限り指摘したつもりである。そしてこうした各点は、史料的な制約もありトカラだけを見ては決して解決できず、トカラと関わる各地域の状況とリンクさせながら複合的に解明していく必要があることも自ずと明らかになったと思う。例えばトカラ船による琉球通航の実態は、本稿で分析したような「域外」漂着事件から読みとれる状況と同時に、1745年に琉球人19人を乗せて鹿児島を出航し奥州に漂着した平島船の事例³⁶など「域内」漂着の事例と連動させて読み解くことで、より一層具体的な検証が可能となるであろう。

本稿を、狭義には琉球・鹿児島の間としての、広義には東アジアにおける様々な支配圏の交わる場所（エンポリウム）としてのトカラを考える基礎的な作業とし、本稿で掲げたような諸課題が、今後各分野の研究の蓄積と学術交流によって徐々に解明されることを願って筆を置きたい。

³⁶ 史料集（三）参考。

【参考文献】

- 池内敏『近世日本と朝鮮漂流民』臨川書店、1998（※漂着年表は逆進による頁番号）
紙屋敦之『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房、1990
川合英夫『黒潮遭遇と認知の歴史』京都大学学術出版会、1997
徳永和喜「薩摩藩の唐通事について」『南島史学』51、1998
十島村誌編集委員会編『十島村誌』十島村、1995
仲地哲夫「近世那覇の経済」那覇市企画部文化振興課編『那覇市史通史篇第1巻前近代史』那覇市役所、1985
春名徹「東アジアにおける漂流民送還制度の展開」『調布日本文化』5、1995
真栄平房昭「トカラ海域史の視点—海上交通と異国船来航をめぐって」『東北学』5、2001
渡辺美季「清代中国における漂着民の処置と琉球（2）」『南島史学』55、2000
渡辺美季「近世琉球における対「異国船漂着」体制—中国人・朝鮮人・出所不明の異国人の漂着に備えて—」琉球王国評定所文書編集委員会編『琉球王国評定所文書 補遺別巻』浦添市教育委員会、2002

【引用史料】

- 一覽：『通航一覽』国書刊行会、1913
華夷変態：『華夷変態』東洋文庫、上1958、中1958、下1959
雑録：鹿児島県維新史料編さん所編『旧記雑録（追録）』1-7、鹿児島県、1971～1977
十島村：「史料①中之島に朝鮮人漂着=付取拂勘定帳」『十島村文化財調査報告書（第二集）』十島村、1980
長崎志：『長崎志』長崎文庫刊行会、1928
同文：『同文彙考』大韓民国文教部国史編纂委員会編、1978
漂人：『漂人領来謄録』ソウル大學校奎章閣、1993
列朝制度：藩法研究会編『藩法集（鹿児島藩）』（上・下）創文社、1969

（わたなべ みき 東京大学大学院生）

《データ》

(1) トカラに漂着した中国人・朝鮮人

No.	漂着年月日・漂着地	漂着者・人数・詳細・典拠
※1	1640.?? (寛永17・崇禎13) 平島	中国3人 ・漂着かどうかは不明確。詳細不明。 「七嶋平良之嶋へ参候唐人三名…」(旧記雑録『後編6・追録1』114号) 〔典拠〕雑録
※2	1644.8.? (寛永21・順治元) ?	オランダ?人(3人上陸し内1人捕獲) ・七島内へ寄航。舢舨で上陸した者の内一名を捕獲して長崎へ送る。 ・バタヴィアからシャムに向けて航海中のオランダ船ズワーン号が寄航。水の補給のため上陸した水夫の内、1人(カイペル)が捕獲された。薩摩経由で長崎に回送された。 「然者七嶋之内へ異国舟到着候處、さんはんら陸へおろし候者之内一人捕候ニ付、長崎へ被遣之由…」(旧記雑録423号『後編6・追録1』) 〔典拠〕雑録ほか及び[真栄平2001:180-182]
1	1687.11.19 (貞享4・康熙26) 中之島大川浦	中国(来朝の南京船)67人 ・中国→長崎→(遭難)→甌島→(遭難)中之島→大島→永良部島→坊津→長崎 ・10/30、「貞享四年百三十五番南京船」として長崎へ入港したが、遅く入船したため商売を命じられず荷物をそのまま積んで11/3に帰途につく。途中で遭難し甌島へ(11/13)。18日に帰唐の覚悟で出船し、再度遭難して中之島へ(11/19)。積荷は遭難中に海中に投棄する。その後は大島へ送られ大島から永良部島・坊津経由で長崎へ回送される。商売のために各地を徘徊したのではないことを訴える。 〔典拠〕華夷変態(史料①)
2	1695.12.13 (元禄8・康熙34) ?	中国(南京船)14人 ・上海→山東省膠州→(遭難)→七島→長崎 ・8/18、上海を出船し山東省膠州へ向かい、9/15に到着。上海で売るための糸塩豚を購入し、11/20に上海に向けて出船。遭難し漂流。12/13に七島に漂着。浜辺の囲いの中に軟禁される。商売のために偽漂着したのではないことを繰り返す

		訴える。長崎へ回送される。 〔典拠〕華夷変態（史料②）
3	1698.09.11 (元禄 11・康熙 37) 宝島	中国（来朝の南京船）37 人 ・上海→（遭難）→宝島→大島→（遭難）→甌島→長崎 ・9 / 1 に上海を出船して長崎へ向かう途中で遭難・漂流。9 / 11 に宝島へ漂着。小船の案内で大島深江浦へ引導される。 翌年 2 / 20、大島を出船するが再度遭難し、28 日、薩摩甌島へ漂着。挽船により順次送られて長崎へ。 〔典拠〕雑録（史料③-A）・華夷変態（史料③-B）
4	" .10.01 (") 諏訪之瀬島	中国（来朝の南京船）39 人（1 名死亡） ・上海→（遭難）→諏訪之瀬島→薩摩山川→長崎 ・8 / 15 に上海を出船し長崎へ向かう途中で遭難。10 月朔日に諏訪之瀬島へ漂着して碇を降ろす。薩摩山川へ入港し、後に長崎へ。 〔典拠〕雑録（史料④-A）・華夷変態（史料④-B）
5	" .12.28 (") 宝島	中国（南京船）25 人 ・南京→（遭難）→宝島→長崎 ・南京を出船し東方へ向かう途中で遭難し、12 / 8 に宝島へ漂着。帆柱の整備を要求するが木材が無いため応じられず。助命及び長崎回送を求められ、上陸させ軟禁。翌年 1 / 5 に繋いでおいた船体が破損。5 / 3 長崎に到着。 〔典拠〕雑録（史料⑤-A）
6	1699.11.11 (元禄 12・康熙 38) 諏訪之瀬島	朝鮮（全羅道済州ほか）44 人 ・朝鮮→（遭難）→諏訪之瀬島→長崎 ・全羅道道光州居民〔済州ほか〕（済州 42 人・京中 1 人・長興 1 人）：救荒用の粟米を購入のため 10 月 29 日慶尚道へ向けて出船、11 月 1 日羅羅島へ向かい漂流。元禄 13 年 6 月 19 日対馬廻着。護送使・橘欽省（早田四郎兵衛）〔池内 23〕 ・11 / 11 に諏訪之瀬島へ漂着。11 / 12 に上陸させ軟禁。11 / 16、船体が損壊し朝鮮人の要請により焼却する。 〔典拠〕雑録（史料⑥-A）・同文（史料⑥-B）・漂人ほか及び〔池内 1998 : 23〕
7	1701.12.11 (元禄 14・康熙 40) ?	中国（南京船） ・松江府華亭県→山東省→（遭難）→七嶋→長崎 ・9 / 3 に松江府華亭県から山東省へ向かい塩豚干柿大豆根紫

		<p>菓種など（和文訳）を積み、11/26に山東を出船して帰途に遭難し、12/11に七嶋へ漂着。船は破損。翌年4/20に日本船で長崎に送られる。</p> <p>[典拠] 華夷変態（史料⑦-A）</p>
8	<p>1743.07.10 （寛保3・乾隆8） 宝島</p>	<p>中国（福建小船）4人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廈門→（遭難）→宝島→山川→長崎 ・廈門を出船し台湾に向かう（船主蘇維當）。6/13台風に遭い、漂流。7/9に宝島から小船が漂うのが見えたので番人を付けて見張る。10日未明に漂着。船体は漂着民の願いにより焼却。8/7に薩摩藩山川へ。9/8長崎着。 <p>[典拠] 雑録（史料⑧-A）・一覧（史料⑧-B）</p>
9	<p>1746.12.？ （延享3・乾隆11） 平島</p>	<p>中国（漳州船の端船）15人</p> <p>漳州府→（遭難）→平島（本船は薩摩領加世田村ノ内宇島へ）→長崎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漳州府龍溪縣から山東向かう船が、12月に遭難。本船（14人）は冬海を漂い3人凍死して薩摩領加世田村ノ内宇島へ漂着（閏12/15長崎着）。端船（船頭黄裕吉など15人）は平島へ漂着し、翌年1/11長崎着。 <p>[典拠] 長崎志（史料⑨-A・B）・一覧</p>
10	<p>1749.09.28 （寛延2・乾隆14） 口之島</p>	<p>朝鮮（全羅道濟州）11人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濟州→（遭難）→口之島→長崎→対馬 ・全羅道靈巖〔濟州〕居民11人：9月18日、慶尚道へ赴く途中康津前洋で漂流。寛延3年7月23日対馬廻着。護送使・藤正則〔上川定右衛門〕〔池内50〕 <p>[典拠] 同文（史料⑩-A）・漂人ほか及び〔池内1998：50〕</p>
11	<p>1752.02.12 （宝暦2・乾隆17） ？</p>	<p>朝鮮（慶尚道統營）13人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慶尚道→全羅道羅州→（遭難）→？（七島）→長崎→対馬 慶尚道統營居民13人：1月初旬、全羅道羅州へ行き、同月中旬、帰路に漂流。6月24日対馬廻着。護送使・藤直以〔直清〕〔青柳吉右衛門〕〔池内51〕 <p>[典拠] 同文（史料⑪-A）ほか及び〔池内1998：51〕</p>
12	<p>1777.02.26 （安永6・乾隆42） 諏訪之瀬島</p>	<p>朝鮮（全羅道珎嶋）7人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全羅道珎嶋→全羅道海南→（遭難）→諏訪之瀬島→長崎→対馬 ・全羅道珎嶋百姓男女7人：2月6日進献の橘柑を積んで出船

		し、同 7 日全羅道海南着。同 17 日玆嶋へ戻る途中で漂流。8 月 8 日対馬廻着。護送使・藤昌道〈大浦寿吉〉[池内 65] 〔典拠〕列朝制度(史料⑫-A)・同文(史料⑫-B)ほか及び [池内 1998 : 65]
13	1780.11.26 (安永 9・乾隆 45) 平島	中国(福州船) 27 人 ・福州→山東省海陽縣→(遭難)→平島→山川→長崎 ・福州から山東省海陽縣に赴き商売を行い大豆・緑豆等を積んで、11/17に出船し帰路に付くが遭難・漂流し、11/26に平島で破船。救助され翌年 3/17に山川へ送られ、日本船に乗って 4/28に長崎に到着。(船頭陳宜春) 〔典拠〕一覽(史料⑬-A・B)
14	1788.12.03 (天明 8・乾隆 53) 諏訪之瀬島	中国(福州船) 34 人 福州府閩縣→遼東錦州→(遭難)→諏訪之瀬島→山川→長崎→対馬 ・夏に遼東錦州へ赴き商売を行い、大豆を積んで 10/22に出船。11/17に山東沖で遭難し荷を捨てる。本船は破船し端船に乗り移って漂流する内、12/3に諏訪之瀬島に漂着し、滞在。翌春に日本船二隻にて山川へ(3/28着)。4/18に山川を出て 5/20に長崎に到着。(船主林調泰船) 〔典拠〕一覽(史料⑭-A・B)
15	1804.02.05 (文化元・嘉慶 9) 宝島	朝鮮(全羅道羅州注可嶋) 15 人 ・羅州諸島→(遭難)→宝島→長崎→対馬 ・全羅道羅州注可嶋居民 15 人(男 13 女 2): 享和 3 (1803) 年 12 月中旬出船し、羅州諸島で木綿・穀物を商売。文化元(1804)年 1 月 27 日帰る途中で漂流。9 月 16 日対馬廻着。護送使・阿蒜建〈阿比留仲〉[池内 82] 〔典拠〕同文(史料⑮-A)ほか及び [池内 1998 : 82]
16	1822.12.14 (文政 5・道光 2) 中之島	朝鮮(全羅道濟州) 11 人(1 人溺死・1 人病死) 濟州→(遭難)→中之島→長崎→対馬 ・全羅道江津〔濟州〕居民 11 人(1 人溺死・1 人病死): 貢納物に乗せて 12 月上旬に出船し、漂流。文政 6 年 8 月 2 日対馬廻着。護送使・源政優 [池内 97] 〔典拠〕十島村・同文ほか及び [池内 1998 : 97]
※ 3	1824.7.8 (文政 7・道光 4)	イギリス捕鯨船? 人(1 人射殺) ・イギリス捕鯨船が上陸し牛の交易を求めるが拒否され武力衝

宝島	突へ。イギリス人一人が射殺される。(→異国船打払令) 〔典拠〕雑録ほか
----	--

(2) トカラから中国・朝鮮への漂着

No.	漂着年月日	
I	1711.??? (正徳元・康熙 50) 朝鮮 (全羅道濟州)	諏訪之瀬島人 3 人 (2 人死亡) ・ 諏訪之瀬島→(遭難) (→恵兒島) →朝鮮→対馬→長崎→薩摩 ・ 6 月 17 日、中村権兵衛は興販のため叔父・従兄と山河浦を出船し、恵兒島へ向かう途中で遭難し、叔父・従兄が死亡。全羅道濟州へ漂着。銀子銭文など 20 品目を所持。衣服と食料を支給される。対馬経由で帰国。 〔典拠〕雑録(史料 i-A)・同文(史料 i-B)
II	1741 (寛保元・乾隆 6) 中国(浙江省寧波府舟山)	21 人 (1 人溺死) ・ 鹿兒島→那覇→八重山→× (→鹿兒島) →舟山→乍浦→長崎→薩摩 ・ 1740 年秋、薩摩藩河辺郡泊浦の傳兵衛が、諏訪之瀬島の仲五郎の船の船頭となって、琉球国八重山島に渡った。この時琉球人今帰仁按司が、薩摩から帰郷したがっていたので便乗した。琉球で水主一名が病死し一名が病気にかかったので、那覇で琉球人二名を雇った。 ・ 1741 年に八重山に渡り、米粟を載せて戻る際、7 月 12 日に遭難し、本船・貨物は沈没し、水主一名は溺死し、その他は幸い橋舟に乗り移って漂流し、7 月 19 日に大清國浙江省寧波府属縣舟山東小島に漂着した。 ・ 漁人がこれを救い、舟山県令に報告した。鎮海・寧波・杭州・紹興・嘉興を通過して乍浦に至り、長崎行きの唐船に乗って 1742 年 5/20 に長崎着。 〔典拠〕雑録(史料 ii-A)・一覧(史料 ii-B)
III	1799.07.03 (寛政 11・嘉慶 4) 朝鮮 (全羅道濟州旌義縣)	薩摩州麻兒島人船 26 人 (7 人死亡) ・ 七島→× (→本州) →朝鮮→長崎→薩摩 ・ 七島税米 500 包・砂糖 250 桶・丹木 300 斤・寛永通宝 190 兩・細苧布木 15 疋・各色細苧布木 180 疋を積んで、6/26 に七島を出船し本州に向かう途中で遭難。7/3 全羅道濟州旌

		<p>義縣に漂着。生存者 19 名。船体は漂着民の願いにより焼却。対馬経由で帰国。</p> <p>[典拠] 同文 (史料 iii-A)</p>
IV	<p>1823.08.03 (文政 6・道光 3) 朝鮮 (公清道泰安縣)</p>	<p>薩摩鹿兒島居民 6 人 (2 人吏員・1 人死亡)</p> <p>・鹿兒島→宝島→× (→鹿兒島) →朝鮮→長崎→薩摩</p> <p>・宝島の次期守番 2 人及び鹿兒島居民 4 人が同乗し、3 / 19 に鹿兒島を出船、4 / 25 に宝島に到着し守番を交替。前守番 2 人及び糧米 3 石を積み 7 / 2 に鹿兒島に向けて出船し遭難・漂流。8 / 3 に安興鎮に漂着。清次郎が病死。船体は漂着民の願いにより焼却。対馬経由で帰国。</p> <p>[典拠] 同文 (史料 iv-A)</p>

《史料集》

(一) トカラに漂着した中国人・朝鮮人

【事例一】

一六八七（貞享四）年十一月十九日
中国船（六十七人） ↓ 中之島

・史料①・A・華夷変態（上・845-847）

薩摩領に致漂着候南京船之唐人共申口
一、私共船之儀は、去卯之年百三拾五番南京船に而御座候、唐人数六拾七人乗り組、去冬十月晦日に、御當地は着船仕候、然ば遅く入津仕候船之儀に而、商賈不被仰付、荷物積之儘、歸唐仕候様に被仰付、同年十一月三日に、當津出船仕、海上に乘出申候得ば、數日打續き悪風に逢申候故、同十三日に、薩摩之内、甌之島に致漂着候、則甌之島に而、番船御付、警固有之候、其節船中に水も無之に付、水を乞請、同十八日歸唐之覺悟にて、彼地出船仕申候得ば、不仕合に而、翌十九日に又々風難に逢、漸七嶋之内、中之嶋大川浦に致漂着候、然るに依て、右十九日之夜、洋中に罷在候内、風難最中之節、無是非船中之荷物、手がかりに御座候分、大小物數百四丸、海中に捨申候、此内大分は藥種、砂糖、客共手廻りに而御座候、其外端物、さや之類、都合貳百端余捨申候、其節船之儀は、尤無恙御座候得共、帆柱を受け持有之候胴木と申物くつろぎ、又は梶所もゆるぎ申所有之、其上帆之綱なども、度々之風雨之難に、少々くされ申、つよみ無之様に罷成、致迷惑候、然共何とぞ可成儀に御座候ば、中之嶋ら成共、南京に歸唐仕度存、於彼地米拾俵、水薪酒、并に野牛壹疋、にわ鳥、其外野菜色々申請候而、歸唐の覺悟仕候

得共、打續逆風斗に而御座候得ば、南京に可乗渡様無之候、中之嶋と申所、潮並惡敷所に而御座候、殊に警固之日本船逗留不成所に候條、大嶋へ參可然とて、同廿七日に質唐人五人、日本船へ乘せ被申、又日本人案内者として五人私共船に乘せ被申候而、船を大嶋へ送り被申候、同廿八日に大嶋は着船仕、又大嶋に而飯米、水、薪、鶏、肴、野菜色々乞請申候、大嶋に而、警固衆も何とぞ此所ら歸唐仕候様にと再三被申候得共、西北之風斗打續、南京に可乘參風に而無之、其上右段々申上候通、船底も虫くい、道具數々損し申候得ば、中々洋中に可乗出様無之儀に御座候に付、無是非彼所に而越年仕、警固衆は、長崎に御送り被下候へと願申候に付而、當二月晦日に、大嶋出船仕、翌日三月朔日に薩摩之内、ゑらぶと申所江着船仕、又ゑらぶに而も逗留之内、肴、野菜色々、并薪申請候、同月廿六日に漸坊之津と申所迄送り被下候、坊之津におゐても、又々肴色々、鹽漬菜、水、薪願請申候、四月六日に坊之津を出船仕、昨十四日に御當地に送り被届候、右之通去年歸帆之節も、段々海上之難に逢申候而、薩摩之地は、度々碇をおろし、剩彼地ら歸唐も仕不申、永々日を送り申候事、私共も我と不届に奉存候、此儀御不審に被思召上、種々御詮議被成候事、御尤至極に奉存候、殊に去年商賈仕不申候船に而御座候に付、方々は致徘徊、御當地は參申候ば、商賈も可被仰付との旨意をふくみ、巧にて令漂着、畢竟は御當地之商賈に逢可申、可爲企之段、御穿鑿被爲成候、聊以左様成巧少も無御座候、此上は商賈之儀を奉願に而は無御座候、何とぞ船之すりたで、船道具、綱など之用等被爲御赦免被下候得ば、身命を御助け被下に而御座候、無左候而は、歸唐難成、迷惑此儀に御座候、且は是等之御慈悲を奉願度存、

於大嶋にも、達而御當地へ送り被下候様にと願申候、彌御憐愍奉仰外は、別に可申上様無御座候、尤大清之様子は、去冬ら歸唐不仕船之儀に御座候得ば、今年之風説、曾而存不申候故、可申上儀、少も無御座候、

右之通、唐人共申候に付、書付差上げ申候、以上

辰四月十五日

唐連事共

【事例二】

一六九五（元禄八）年十二月十三日

中国船（十四人）→？（七嶋）

・史料②A・華夷変態（中・1710-1713）

南京之内松江府上海縣ら山東之膠州は之商船逆風に達薩摩は漂着之唐人共以誓詞申口之和ケ

私共船、南京松江府上海縣と申所ら、山東膠州と申所は、糸鹽猪商賈船之者共、都合拾四人、去年八月十八日に上海縣ら船を仕出し、其節風並惡敷、漸九月十五日に山東膠州に着仕、則彼地におゐて鹽猪買調候而、南京松江府上海縣は乘歸り商賈仕申答に而、十一月廿日に膠州出船仕候所に、不慮に洋中におゐて俄に大風に逢、無是非運にまかせ漂流仕、既に十二月に及、帆柱梶を折り損じ、諸色之船道具も度々に浪に被取、船中之者共も別而相驚候得共、可仕様無御座、十二月十三日、薩摩領七嶋と申所は漂着仕、瀬方に船を乗り上げ、船底損じ申、大分水入難堪有之候に付、天を仰、助けを願罷在候處に、幸其所ら小船を被差出、御救之ために、口通じ申候者を以、委細に私共漂流之旨趣を御尋被成候に付、其節私共迄答申上候は、私船曾而御貴國は商賈

之志に而、乘參候船に而無御座候、本ら南京境内猪商賈之船に而、不存寄逆風に逢、無是非御領地は漂着仕候と申候、尤私共拾四人之者共、并積置候鹽猪を早々陸は御上げ被下候様にと願申候得ば、陸は御上げ口、其後彌風波強く御座候而、船を難繫留、瀬方にあたり及破船申候、然處に、追而從其所、水薪飯米野菜等被下之、露命を助り再生之御恩と奉存候、尤宿所に可仕所も無御座候處に、早速江邊にやらいを被仰付、一船之者共一所に被召置、其内を稠敷御警固に而、自由に出入も不被仰付儀とも御座候、然處に三月十四日に御船之御支度等御調候而、道すがら又々警固被成、今日漸長崎は送届被成候、但私共儀、元來南京之者に而御座候、其内三人は數年以前、御貴國は商賈に參申候に付、委細御貴國之御制禁、尤御法度稠敷段、能奉存候に付、毛頭も相背不申、第一天主教之儀、專稠敷被仰付候段、南京におゐて委細皆々聞傳へ申候、勿論於大清にも、邪法徒堅く禁制之儀に而御座候、依之兼而自分に書籍或は書簡等もむざと乘せ置不申候、船中之者共は、平生佛に而は觀音を信仰仕、儒に而は孔子之聖像を崇敬仕來り申候、船中之荷物、過半は海上に而捨申候、残り之鹽猪漸壹萬斤余、并に康熙錢拾六貫文余相残り居申候、其外少も日本商賈向之物無御座候、今度王上ら被召出、稠敷明白に終始之旨趣を御問被爲遊、其上持來候物微細に御改被遊候得ば、申上候口上に少も相違無御座、就夫私共船大清におゐて之商賈船に而、曾而御貴國は趣（赴力？）申答之船に而無之候段、御見届被遊、御疑無之儀に御座候、後日誰ぞ脇ら私共船不屈之志を含、漂流に事寄せ、薩摩領は乘參候と申上る者御座候はら、王上ら如何様之稠敷御罪科にも可被仰付候、曾而違背申上間敷候、若少にても其志を含申

候はゞ、御貴國之大小之神祇之御重罰を罷蒙り、其外種々之冥罰を請(受)、永く浮儀御座有間鋪候、依之不願憚、王上之御慈悲を奉仰候、遠國之商人共十死一生之苦難を御憐、格外之御厚恩を罷蒙り、皆も命を相助り、御意を奉待、御湊は段々入津仕候商賈船は、歸帆之節便乞、故郷は相届、父母妻子にも逢申、一家之者共は安堵仕らせ、皆々危き命を御助け被下、廣太(マコ)之御厚恩を生々世々感佩仕候儀、其限り御座有間敷候、依之誓詞を以謹而申上候、

元祿八年四月廿二日

船頭 吳聖山
客 周聖祥
舵工 顧老大
總管 王伯才
水手 卜 福

右之通、船頭并客役者共差上申候書付和ヶ差上申候、以上

唐通事共

【事例三】

一六九八(元祿十二)年九月十一日
中国船(三十七人) ↓宝島

・史料③A・雑録『追録2』308号

口上覺

來朝之南京唐船一艘、唐人三拾七人乗、私領内七嶋之内寶嶋は九月十一日卸碇候、彼地之儀者湊無之、長々船を繫置候儀難成、當國之地は送越候儀も順風無之時分之故、唐人共は相對之上、同十四日琉球之内大嶋と申所迄、案内相付差越申候旨、在番之者共申越候、大嶋致出帆候へ、其旨從琉球可申越候、先此段申上候、右之趣長崎奉行衆は申越候、以

上、

元祿十一年十二月四日

※312・370号にも記載。

・史料③B・華夷交態(下・2044-2045)

拾六番南京船之唐人共申口

一、私共船之儀は、南京之内上海に而仕出し、唐人數三拾七人乗組候而、去年九月朔日に上海出帆仕、御當地は赴申候處に、同六日に於洋中東北之大風に逢申、晝夜五日之間風波靜り不申、船具悉く損し、船上廻りも波に被打破、既に沈溺之危き義どもに而御座候へども、運にまかせ漂流仕罷在候内、漸同十一日に少々風も靜り申候に付、薩摩領寶嶋と申所へ流れ着申候、此所より長崎之乗筋不案内に御座候、尤其節北風強く御座候故、挽船を申請候義も難成、殊に其邊船を繋ぎ可申湊も無御座、一船之者ども斗方を暮罷在候處に、小船壹艘被差出、琉球之大嶋深江浦と申湊へ被導、同十日に深江浦へ碇をおろし申候、其後順風會而無御座候故、無是非滯船仕罷在候内に、當二月廿日に幸順風を得申候に付、深江浦出帆仕、御當地へ赴申候處に、又々大風に逢申、危き仕合に逢申候得とも、運命強く、漸同廿八日に薩摩領甌島へ漂着仕申候、其筋爲案内、石火矢を打申候へば、警固船被差出、稠敷御守候而、則挽船に而段々御送り被成、今日御送届被下候、右琉球之地并薩摩領へ漂着仕候より外、日本之地他所は船寄せ申候義無御座候、船頭戴子雲義は、六年以前に客仕參申たる者に而御座候、乗渡り之舟は、去々年之八拾九番船に而御座候、次に大清之義、去秋私ども上海出船之初、諸省共に彌太平之段傳承申候、大清當年之安否、諸所ら來朝之唐人ども可申上と奉存候、右之趣ども可申上より外、別に異説少しも無御座候、

右之通、唐人ども申候に付、書付差上申候、
以上、

卯三月十五日

唐通事目付

唐通事

【事例四】

一六九八(元禄十二)年十月一日

中国船(三十九人・死亡一人) ↓ 諏訪之瀬島

・史料④A・雑録『追録2』337号

口上覺

南京出之來朝之唐船一艘、人數三十八人乗外
壹人病死、十月朔日領内之七島之内諏方之瀬
に、致漂着御碇候付而、先頃委細申上置候、
右唐船警固之者相付、長崎に送越、今月三月
無異儀御請取候、此段申上候、以上、
元禄十二年正月十二日

・史料④B・華夷変態(下・2029)

壹番南京船之唐人共申口

一、私共船之儀は、南京之内上海に而仕出し、
唐人數三拾八人乗組候而、去年八月十五日に
彼地出船仕、御當地に赴申候處に、其時分海
上殊之外風不順に御座候而、數度大風に逢申、
帆楫を損じ、既に沈溺之危き躰に而、運にま
かせ漂流仕罷有候内に、十月朔日に、又々逆
風に逢申候所に、折節山を見かけ申候に付、
幸之儀と奉存、碇をおろし申候、尤其節爲案
内、石火矢をうち申候得者、警固船被差出、
薩摩領七嶋之内、諏訪之瀬と申所之由被申聞
候、其後山川と申所迄船を乗り入、稠數御守
候而、於山川に日和を御見合、十一月五日に
挽船に而御送り被成候處に、段々風不順も御
座候而、存之外海上日數を込、漸今日御送届

被下候、右薩摩領に漂着仕候ら外、日本之地
他所に船よせ不申候、船頭朱廣興儀は、去々
年四番船ら船頭仕參申候、乘渡り之船は、初
而致渡海候、次に大清之儀、私共上海出船之
時分、諸省共彌靜謐之儀共に御座候、定而去
冬諸湊に來朝仕候唐人共、委細可申上と奉存
候、於上海に聊相替儀無之候に付、余に可申
上儀少も無御座候、

右之通、唐人共申候に付、書付差上申候、
以上、

卯正月三日

唐通事目付

唐通事共

【事例五】

一六九八(元禄十二)年十二月二十八日

中国船(二十五人) ↓ 宝島

・史料⑤A・雑録『追録2』361号

口上覺

私領七島之内寶島に唐船一艘人數壹數廿五人
乗、舊臘廿八日致漂着、從南京東に差越候商
船遭難風、帆柱損候間、相調度由申二付、彼
島之儀材木無之候、殊湊に無御座由申聞候處、
帆柱無之候而、出船難成候、縱致破損候共無
是非候、命を助、長崎に差送候様と唐人共願
申候、折節風波荒、其分二而差置候へ、早
速令破損、唐人共可及溺死と所之者申談、人
家遠所二小屋相調、同晦日唐人廿五人荷物共
陸に卸、小屋に入置、外廻堅固圍申付、晝夜
番之者付置申候、唐船之儀、湊無之處に繫置
候二付、所之者共出精候得共、手三及不申、去
月五日終令破損候間、唐人荷物共、所之小舟
餘多爲乘之、當國之地方に可送越由申越候、
右之旨早々可申遣と飛船申付候得共、時分柄
海上荒、漸此節當地に爲相達儀、御座候、尤當

國之地迄送來候者早速可申越旨、長崎奉行衆
に御案内申達候、先此段申上候、以上
元禄十二年二月廿二日

※360号・393号・423号にも記載

【事例六】

一六九九(元禄十二)年十一月十一日
朝鮮船(四十四人) ↓ 諏訪之瀬島

・史料⑥A・雑録『追録2』359号

口上覺

朝鮮國之船一艘人數四十四人乗、私領分七嶋
之内諏方瀬と申嶋は去年十一月初十一日致漂着、
及飢渴候様子ニ御座候付、飯米・水・薪爲取
之、番船等付置候處、以之外風波荒其上七嶋
之儀淺無御座、朝鮮船并楫橈無之危候付、翌
十二日所之小船共差出、朝鮮人陸に揚之、木
屋相調入置之番之者堅固付置、朝鮮船之儀淺
所之綱碇を以繋留候處、弥大波ニ而所之者共
手及不申、同十六日夜終令破船候、依之此方
船ニ而其地は送越可申候、船津之儀者燒捨可申
候由書付差出、朝鮮人共より不殘致燒失候間、
右朝鮮人共所之小船餘多三乗之、彼島在番之
者致警固、當國之地方迄送越可申由申越候間、
到着次第當地より警固之者相添長崎に差送可
申候、朝鮮人より差出候書付先達而到來候間、
早速長崎奉行衆に差越申候、先此段申上候、
以上、

元禄十二(ママ)年正月十一日

(※實際は元禄十三年の口上覺)

※360号にも記載

・史料⑥B・同文彙考(卷三-2336)

島主出邊漂民書
云云 濟尊代惟貴國陸平本邦晏清共堪驪虞象告貴國全

羅道光州居民四十四口去冬十月二十九日駕一艘船爲
買粟米往慶尚道十一月朔日將向羅羅島猝遇連石九同
月十一日漂抵本邦薩州諏訪瀬島悉罹津吏拯救俱免
溺外州牧深加撫卹送諸長崎廳司即啓東都循親附吾有
司本月十九日轉傳敝州給廩施衣特差補欽省護還仍具
薄儀聊表遠踪統冀懇領不宣 元禄十三年庚辰六月
日 別幅 彩畫有跌飯盤十枚彩畫五寸鑿鏡一面赤銅

累三置歷一部
同文彙考 附編 卷三十 二十八

禮曹茶議本書
云云 槎便舁來華翰隨至仍悉居滑裕慰況不淺漂民之
極承護還實出隣好之厚義嘉歎之餘感謝深珍既謹領
薄儀回敬統希盛亮聞此不宣 庚辰年六月 日 別幅
物目同上 關宗已百〇東萊金山回禮及兩度安禮單亦
見元禄

【事例七】

一七〇一(元禄十四)年十二月十一日
中国船(十九人) ↓? (七島)

・史料⑦A・華夷交態(下・2281-2282)

(薩摩漂着南京船口詞)

興等草舟、自南京松江府華亭縣、于去歲九月
初三日、船上人衆通共一十九人、直往山東、
置有醃猪青餅黃荳紫草藥材等項、于十一月二
十六日、自山東開棹回鄉、不意洋中突過颶風
甚劇、損壞桅舵、隨風飄蕩、任運作主、至十
二月十一日、飄至薩摩七嶋、其船幾乎沈落無
奈、船衆人等上岸救生、即有職役汛守、連日
風波甚狂、至十五晚、被西風吹斷猫索、本船
打破、連貨並無一物存留、在于彼地求給米柴
菜蔬之外、毫不交易、謹遵法紀、于四月二十
日、十九人衆、從彼地裝在日本船護送、今日
方抵貴地、如同再造、茲蒙王上吊問飄泊薩摩
終始情節、及所禁天主教門之事、但興等爲遇
惡風、不得已飄到貴國、別無瞞心之舉、所祀
古來正經佛神、並無歸向邪教之徒、倘若虛誑、
甘受國法、興等自去冬在山東開棹、彼時大清
各省俱已太平、人民亦各安堵、厥後安否消息、
想必自大清船販商人俱稟詳細、興等此回獲活
蟻命、甚爲厚德、感恩無涯、但在鄉父母妻子
不知興等去向、未免晨夕悲傷、敢懇王上仁慈、

俯愍遠商離鄉已久、恩准候候、附搭本港唐船
回郷、則興等父母妻子、感戴鴻恩、無有盡量
也、爲此謹呈口詞爲證、

元祿十五年五月 日

船主 沈再興

(※以下、18人の氏名は省略)

※2283-2285 に和文訳在り。

【事例八】

一七四三(寛保三)年七月十日

中国船(四人) ↓宝島

・⑨A・雑録『追録4』1933号

私領薩摩國七嶋之内寶嶋之沖に、當七月九日
小船壹艘相見得、漸々嶋近寄來候付番人付置
候處、夜中旋を爲卸様子候得共難見分、船出
之儀も不罷成候處、翌十日未明右船荒磯に打
寄、唐人四人陸に上り候、漂來之次第相尋候
處、廈門より台灣に渡候小船人數四人乗組、
當六月十三日逢大風段々流浪、當嶋に漂來候
旨申出候付、船相改候處、綱切船底破荷物少々
有之、唐人共及飢様子候故、食事等爲給加介
抱、人家迎小屋相調入置、外廻圍入念番人堅
固附置、船之儀者唐人依願燒捨、乘船取仕立
警固之者相付、八月七日同國之内山川と申湊
に着船候、依之唐人并荷物等手船を以、如例
警固之者相添長崎に可送越由、委細彼地奉行
衆に國元家來とも申達候旨申越候、此段申上
候、以上

寛保三年九月十六日

御名

※1938号にも記載

・史料⑨B・一覽・卷215

寛保三癸亥年九月八日、薩摩より唐人四人送
來、船主蘇維當、五月臺灣より廈門に渡海せ
し所、薩摩領大島の内寶島にて破船の由送來

(長崎志・長崎紀事)

※長崎志406頁に同記載

【事例九】

一七四六(延享三)年十二月?日

中国船(四人) ↓平島

・史料⑨A・長崎志408頁

(延享三丙寅年)正月十一日、去冬破船龍溪
縣唐人ノ内拾五人端船ニテ數十日漂ヒ出薩摩
領七島ノ内平島ニ漂着シテ助ケ送來(通航一
覽卷216にも同記載)

・史料⑨B・長崎志407頁

(延享二年乙丑)閏十二月十五日薩摩ヨリ漂
流ノ唐人拾一人送來。但此本船漳州府龍溪縣
ヨリ山東ニ赴シ處、十二月大風ニ逢破船、其
船頭黃裕言テ始拾五人ハ端船ニ乘リ何處トモ
ナク漂出タリ。此唐人共拾四人ハ水箇(コヲ
リ)ノ中ニ入數日海中ニ漂シ内、三人ハ凍死
シ、殘拾一人薩摩領加世田村ノ内宇島ニ流着
シテ助ケ送來。

【事例十】

一七四九(寛延二)年九月二十八日

朝鮮船(十一人) ↓口之島

・史料⑩A・同文彙考(卷三-2389)

島主出送漂民書

云云金麗薦菜遂惟貴國又安本邦同揆歡忭無止專告貴
國全羅道靈巖居民一船十一名詭詞骨田則上季九月中
幹爲赴于慶尚道洋中忽觸風濤頻要返達回旋失便同月
二十八日飄策本邦薩摩州七島船遂擢敗幸免渡瀨州主
資給送諸長崎廳司轉啓照例附吾有司前月二十三日轉
解敝州特差歷正則適今護送三左錄徵産伏乞鑑納更希
珍願肅此不備 寛延三年庚午八月 日 別幅 彩書
書架一脚黃漆硯匣一箇赤銅大藥罐六箇

禮曹咨議參書

云云棧便遠屆書帶珍貺仍請與居清裕感慰交并漂海人
 口既蒙拯救又勸健送感荷隣誼欣謝曷已茲將薄儀略申
 回敬統希崇照肅此不備 庚午年 月 日 別幅 物目上
顯宗已酉。東萊金山回禮及兩度宴禮早亦見已酉

【事例十二】

一七五二（宝曆二年）二月十二日

朝鮮船（十三人）↓？（七島）

・史料①・A・同文彙考（卷3-239）

島主出送漂民書
 云云辰下葉惟稚寒天相斗仰良切貴國慶向道統管居民
 一船十三名今年正月初旬赴于全羅道回月中旬還向本
 土之際忽遭逆風二月十二日漂到本邦薩州七島船遂摧
 敗人幸生存州主撫恤送諸長崎廳司教察啓了遵規附吾
 有司六月二十四日解到敝州仍資給口糧乃載吾船俾蘇
 直以送還之非品表悃只希崇照肅此不備 寶曆二年壬
 申七月 日 別幅 附

禮曹參議答書

云云棧便遠涉書帶珍貺仍請與居清裕感慰交并漂海人
 口既蒙拯救又勸健送長荷隣誼曷勝欣謝茲將薄儀略申
 回敬統希崇照肅此不備 壬申年 月 日 別幅 物目上
顯宗已酉。東萊金山回禮及兩度宴禮早亦見已酉

【事例十二】

一七七七（安永六）年二月二十六日

朝鮮船（七人）↓諏訪之瀨島

・史料①・A・列朝制度・下91

一、諏訪之瀨島之朝鮮船壹艘、人數七人乘組
 漂來、及破船、彼嶋より坊津・山川之間へ送
 來管候、右躰之節は、表横目壹人被差越候得
 共、此節は差遣三不及、横目勉方有之節は、
 右兩所津口番所詰合之横目差寄可相動候、爲
 差引唐船方受込見玉主藏被差遣管候間、申談
 相動候様可被申渡候、
 右之通、大御目付へ相達、主藏へも可申渡候、
 安永六酉四月

帶刀

・史料①・B・同文彙考（卷三・2419）

島主出送漂民書
 云云秋涼獨惟動止清裕瞻邇方切本年二月二十六日貴
 國民人船復漂到本邦薩摩州諏訪瀨島船隻雖已敗没人
 命幸得保全州守深加撫恤送諸長崎使古官問情則漂人
 七名中有一女原係貴國全羅道珍島居民將進獻之楫相
 葉載一船二月初六日自本土離發初七日到回道海南地
 輸納已畢十七日發船還向本島之際忽遇西風大作船械
 傷損不能制船漂蕩洋中者凡十日始到薩摩州境云云廳
 司即啓東武將各人附我有司本月初八日解到敝州仍資
 給衣糧載我州船特差薩昌道俾即護送茲呈薄儀略表送
 忱統希崇照肅此不備 安永六年丁酉八月 日 別幅
 彩書大層匣一備黑漆華箋匣一箇朱筆煙三十握
 同文彙考 附編 卷三十四 十二
 禮曹參議答書
 云云棧便遠屆芳緘隨墜憑諸啓居清裕慰沃良深漂海人
 口既蒙拯救又勸津送益荷隣誼感謝無已珍貺謹領厚誼
 薄儀略表鄙悃統希崇照不備 丁酉年十二月 日 別
 幅 物目同上 顯宗已酉。東萊金山回禮及兩度宴禮早亦見已酉

【事例十三】

一七八〇（安永九）年十一月二十六日

中国船（二十七人）↓平島

・史料①・A・一覽・卷210

天明元辛丑年四月廿八日、去子年十一月廿六
 日、薩摩領平島にて（河邊郡に屬す）破船せ
 し難商、長崎に送り來る、よて歸唐船二船に
 分ち送らしむ。

・史料①・B・一覽・卷210b

天明元辛丑年四月廿八日、薩摩より漂流唐人
 二十七人送來る、但此本船福建省福州之船に
 て、山東之内海陽縣に赴き商賣を遂、於彼地
 大豆、綠豆等を積、去子年十一月十七日歸帆
 之處、於洋中大風に逢流れ漂ふ内、同廿六日、
 薩摩領七嶋之内平島といふ所にて破船致す處、
 船頭陳宜春を始め一船之者救揚られ、當丑三

月十七日、同國山川へ差送られ、日本船へ乗
移り、今日當港へ送届らる、右唐人之内、十
四人は子五番船、十三人は子六番船より便乞
歸唐す。

【事例十四】

一七八八(天明八)年十二月三日

中国船(三十四人) ↓ 諏訪瀬島

・史料⑭A・一覽・卷210

寛政元己酉年五月、去戌年十二月三日、薩摩
領諏訪瀬島に(河邊郡に屬す)破船せし漂民
送り來る、よて歸船二艘に分ち送らしめ糧米
を賜ふ。

・史料⑭B・一覽・卷210

寛政元己酉年五月廿日、薩摩より漂流唐人、
三十四人送來る、但此本船福建省福州府閩縣
船主林調泰船にて、去年夏、遼東之内錦州へ
赴き商賣を遂げ、彼地にて大豆を調べ、十月
廿二日、同所出船致處、十一月十七日、山東
沖にて、俄に西北の風をこり、櫓を折楫を取
られし故、荷を捨空船にて數日漂ひ、十二月
三日、風烈敷本船打碎し故、橋船に乗移り、
風に任せ漂ふ内、磯邊に吹付られ、皆々磯へ
上りしに、此所薩摩國七島之内、諏訪瀬島と
いふ所なり、此所に滞在致し、當春日本船二
艘に乗組同所出帆、三月廿八日、同國山川湊
へ着、四月十八日山川出船、今日當湊へ送届
らる、依之翌日廿一日、館内へ被入置、申二
番船同三番船出帆之節、便乞歸唐被仰付、尚
又船中糧米として、米三十俵被下之(以上、
長崎志續編)

【事例十五】

一八〇四(文化元)年二月五日

朝鮮船(十五人) ↓ 宝島

・史料⑮A・同文彙考(卷四4027)

宝島王出送漂民書
云云五多緬惟動止多福身勝瞻依告者我國全羅道羅州
注可島居民男十三名去年冬以乾魚筒事故裝船將到羅
州又有本地二女來訪羅州親故因便六載之一船總十五
名十二月中旬離發其土行實詣島尋到羅州買券穀物木
綿本年正月二十七日回船之際西風暴起船舵傷損怒濟
益盛義三覆沒載物投海一任流蕩二月五日漂到本邦薩
摩州七島(寶島繫船之日船雖摧敗人得幸全州王即加
撫存今送長崎官司檢訊後隨例付我有司去月十六日解
到樂州仍查給衣糧移載我船茲差阿諱建送回不腆土宜
以表遜敬統希崇亮肅此不備 文化元年甲子十月 日
別幅 彩畫大層匣一備彩畫八寸陰鏡一面紋紙二百片
禮曹恭議答書
云云接便遠屆華緘隨枉就審啓居冲裕慰伏良多漂海人
口既勤濟恤又煩津送鄰好采備身勝感荷珍覓謹領厚意
非品用伸回敬統希崇亮不備 甲子年十一月 日 別
幅物目同上 正宗丁未 〇 東萊釜山書契回禮及前度家
禮曹亦見丁未

【事例十六】

一八二二(文政五)年十二月十四日

朝鮮船(十一人) ↓ 中之島

・史料⑯A・同文彙考(卷四4061)

寶島王出送漂民書
云云秋莫緬想與居介寧不勝忻幸茲者貴國全羅道康津
居民十一名同駕一船去年十二月上浣裝載貢獻物件赴
碇本十西風暴吹須臾猛烈船損於波帆奪於風一名終與
帆共沉海渺渺滄溟無力得放任浪漂蕩同月十四日到著
本邦薩摩州中島所駕之船亦復破碎賴依島人之協力而
得所載物件不失沒也滄溟累日一名亦罹病遂死州王極
恤存者糧收次者遠諸長崎官司按驗依實以聞東武照例
付我有司八月二日解纜轉達樂州資給衣糧存亡併用我
船乘之使使者源政優送還不腆土宜聊表區區之悃統希
丙亮肅此不備 文政六年癸未九月 日 別幅 彩畫
臺大硯匣一箇彩畫大層匣一備紋紙三百片
禮曹恭議答書
云云接便遠勞芳緘隨屆報審動息清迴欣慰何量漂海人
口既蒙拯救物故一名入煩收糧隣誼益篤感謝殊深盛覓
謹領非品表忱統希照亮不備 甲申年正月 日 別幅
物目同上 正宗丁未 〇 東萊釜山書契回禮及前度家禮
早井見丁未

(二) トカラから中国・朝鮮への漂着

【事例Ⅰ】

正徳元（一七二二）年

諏訪之瀬島人三人（二人死亡）↓朝鮮

・史料Ⅰ-A・雑録『追録3』10号

全上

去月廿九日之貴翰乍御報致拜見候、先達而申上候朝鮮國江致漂着候御領内諏方瀬（大島郡）之中村權兵衛儀、御吟味被成候處、弥御領内之者紛無御座候由、依之請取之者追而御差越可被成旨、猶又御家來中ト茂委細致申越致承知候、恐惶謹言

正徳二年四月七日

（長崎奉行）大岡備前守 清平判

（同）駒木根肥後守 政方判

松平薩摩守様

※50号にも記載。

・史料Ⅰ-B・同文彙考（巻三-2447-2448）

此不宣 正徳二年壬辰七月 日 別幅 粹鏡中者盛
十箇粹鏡中清皿十箇彩書掛硯一備直字煙器二十捲紋
紙二百片
禮曹恭議答書
云云捷便忽届華翰帶至倘諱動詳珍勝慰浣倍品漂民護
還隣好常爭何至勤耐佳貺多荷薄儀回敬統惟崇亮不宣
壬辰年 月 日 別幅物目同上 爾家戊辰○東萊釜
山物目並見戊辰

【事例Ⅱ】

寛保元（一七四二）年

諏訪之瀬島船（内2名は琉球人）↓中国

・史料Ⅱ-A・雑録『追録4』1801号

覺寫

七嶋諏訪瀬船 五百七拾石積一艘

船頭泊浦人 傳兵衛

水主拾九人

右者去々年申十月、大隅守藏方江相納候答之米糶廻として、琉球江罷下候節、琉球之使者令歸仁按司と申者乘船ニ而罷下候段、相違無御座候、琉球ニ而八重山嶋より壺物積入、去酉七月出帆仕候處、於洋中逢大風船乘沈、乗組之者共橋船江乗移、漸致助命、唐國江漂着仕候儀、船頭・水主申上候之段承届候處、相違無御座相当、以上、

松平大隅守内

大脇正兵衛（為貞）

寛保二戌年五月廿六日

※1807・1810号・1822・23号・1836号・1890号にも記載

・史料Ⅱ-B・一覽・巻205

從薩摩唐國江漂着仕候者共、吟味仕候趣申上候覺

薩摩國河邊郡泊浦之者

浄土宗 船頭 傳兵衛 戌四十六歳

同國同郡七嶋之内諏訪之瀬島之者

禪宗 水主 仲兵衛 戌五十六歳

禮曹恭議押遣漂倭書
云云繩惟歲臬動止冲地嚮選良深頃者貴國人漂到我全
羅道濟州地二人外而一人生我朝廷今遣付沿海州縣轉
致萊府即接東萊府使馳啓十一月十五日漂人到本府遣
同文彙考 卷三十五 漂風 二十三
舌官問情則自稱其名權兵衛而以日本國薩摩州諏方島
居人今年六月十七日爲興敗與其叔及從兄自山河浦登
船回惠見島遇狂風船破其叔及從兄泅外棄獨保性命云
所持者銀子錢文等物二十種也茲給衣糧順付歸船並爲
具告統希崇亮不備 辛卯年 月 日
島王謝書
云云回厚華概恣惟貴國穆清本邦亦恭共堪忻愉木判薩
州諏方居民三口去夏漂到貴國全羅道濟州地既及破船
一口泅死一口全生幸蒙顧恤資給衣糧附我館守今奉二
月轉送敝州乃廣東武嘉歎無已實非降睦之誼久而彌篤
安能至此委折付在价舌別錄菲儀聊旌謝悃統異盛誌肅

薩摩國河邊郡七島之内諏訪之瀬島之者

琉球國之内那覇百姓

禪宗 水主 與左衛門 戊三十五歳

禪宗 雇水主 吳屋 戊四十歳

同國同所之者

此者儀は、唐國に致漂着候節、日本人之體に仕、五右衛門と名乗候者、

同宗 同 彦次郎 戊二十四歳

同國同所之者

同宗 同 覺内 戊四十四歳

同國同所之者

右は、松平大隅守領内薩摩國之者共、去酉七月

同宗 同 吉兵衛 戊三十八歳

同國同所之者

月廿八日、唐國舟山に漂着仕候處、入津の四番船乗せ渡、去る廿日當湊に着岸仕候付、右

眞言宗 同 十太郎 戊二十四歳

同國同所之者

唐船主并漂民共、翌廿一日より呼出、宗旨の儀相尋踏繪申付、唐國に漂流之次第、并彼地

浄土宗 同 彌左衛門 戊五十四歳

同國同所之者

逗留中の様子、委細遂吟味候之趣左に申上候、

同宗 同 運右衛門 戊五十六歳

同國同所之者

右薩州より出候船頭水主共儀、從琉球大隅守城米爲運送、去々年申十月十二日、從薩州鹿

同宗 同 庄太郎 戊五十六歳

薩摩國河邊郡泊浦之者

兒島致出船、同廿五日琉球に着船、去酉三月二日琉球出帆、同十五日同國の内八重山島と

禪宗 同 長助 戊四十八歳

同國同所之者

申所迄着船、同六月六日迄彼所に罷在、米粟五百三十石積入、同八月彼島出帆仕候處風惡

浄土宗 同 長吉 戊二十七歳

同國日置郡串野木浦之者

敷、同島の内川平湊に着仕滞船、同七月五日同所出船走候處、同九日辰巳風罷成候に付ま

禪宗 同 庄左衛門 戊四十三歳

同國揖保郡山川町之者

ぎり走、翌十日辰の方風烈敷、何方へも難乗

同宗 同 松次郎 戊二十六歳

同國鹿兒島郡鹿兒島町之者

着、風に任せ走、同十一日別て風波強、檣許にて吹流、同十二日猶又風烈、積荷物段々勿

浄土宗 同 藤次郎 戊二十八歳

大隅國大隅郡小根江(古カ?)町之者

捨候處、艦の方破汐入候故、随分働候へとも難

禪宗 同 長右衛門 戊四十歳

同國同所町之者

凌、本船乗沈、二十人の者漸端船に乗移、同十三日は就中風甚敷、端船も五六度水船に

同宗 同 平兵衛 戊六十歳

同國同郡大根江(古カ?)町之者

相成候故、精出垢を取、同十六日迄風に任せ流罷在候、翌十七日辰巳風に相成、西の方島

同宗 同 長八 戊三十歳

琉球國之内那覇百姓

見出、其所に乘掛候處、大波當端船打破、漸島に揚り命助り候へとも、及飢渴勞、其夜は

禪宗 雇水主 金城 戊二十七歳

此者儀は、唐國に致漂着候節、日本人之體に仕、金右衛門と爲名乗候者、

島の蘆原に臥候よし申候、

一本國出船の節、船頭水手二十人にて候處、其節の本船頭琉球國にて病死仕、水手の内傳

兵衛と申者船頭に罷成、水主不足に付、琉球國の者雇水主差加、二十一人にて琉球出船仕

候處、於洋中本船乗沈候時分、小船に乘移候節、一人は乘残り溺死仕候よし申之候、

一右十七日に揚候島、唐國の内と心附候故、琉球にて雇候水主兩人は包丁にて髪を切、日本人の體に仕名を替、於唐國は琉球の者と申儀、終始不申由申之候、

一翌十八日、右島の内山方は登候得は、一人見付候處、又三人連にて參、其跡は十四五人蔭口山刀杯持來候に付、何國と申處に候哉と尋候得とも、口辯不通、手品にて、致破船漂着の様子を告候得は、合點仕、五六町程召連參、漁小屋體の小屋へ入、粥を給させ少々氣力も附候へは、言語不相通、筆談にて少少相通、同月廿七日まで彼地に罷在、右島にて介抱に相成候よし申之候、

一廿七日八時頃、從彼島唐船に乗らせ出帆仕、船中飯米杯致用意通船仕、同廿八日地方は船を繫揚候へと申、乗せ送候船中の者一人致案内、家三軒有之其中の家は引渡、送船の者共は相歸候よし申候、

一右參着いたし候家より案内一人附、道法三里程罷越候得は、川湊にて番所體の所も相見候、地下人等人數餘多罷出候得とも、言語又は筆談も不相分、手品にて相分、其村の者は引渡、案内人は歸候由、其跡にて食事等與へ、番所の外は臥居候處、其以後番所を明、其内は入、火を燈し、置候由申候、

一翌廿九日唐人二人參、朝飯給させ、五ツ過頃案内二人附副、三十町程參候へは、大身の者居宅と相見江候所は立寄せ、此所にて粥杯給させ致丁寧候よし、夫より又山を越峠を參掛り候處、城の様子に在之所にて晝頃に罷成候、番所有之、其内は城内の體にて、官人以書付、何國の者、如何様の子細に付漂來候哉と尋候故、薩州松平大隅守領内の者にて、本船積荷持は、從國主上方は登せ米にて候段申候處、於何國何月幾日積入、出船の場所等の儀も相尋候故、薩州湊より去西七月七日出

帆候處、連日日和惡敷、段々追日風波烈相成、乗船及破船、端船にて漸二十人の者助り、十七日迄洋中に漂、小島は流着候譯申達候段申之候、

一右尋の事相濟、夕飯等の支度申付、夜に入右の所罷出、宰領附副五六町程參候、堂有之所に入、番人も附置、夫より日々朝飯支度、右從官所申付候様子にて、菓子等迄給させ候よし申候、翌晦日又二十人とも罷越候得の由にて、宰領二人召連參候得は、城内の様子に相見候所は罷越候、此所にては石火矢を打、鐵砲鎗弓割竹棒杯、兩類に大勢固め罷在、二十人の者致二行、右中道を歩行仕、屋形前へ參候得は、其所の主と相見候官人罷在、本船乗捨橋船にて揚り候次第尋候故、前段の連接抄仕候處、承届候體にて、又元の堂に差戻し、日々食事茶たばこ迄、諸事致丁寧置候よし、此所舟山と申所と承り候旨申之候、

一去十二月四日迄右之所に罷在、日々丁寧に介抱相成、同五日漂流人とも一船に乗せ、宰領の者一人乗組、從舟山出帆、翌從六日日々陸路、或は川船に乗せ、町屋等有之場所、又は城構の體に見候所も有之、魚槽も有之、石橋鐵門杯も相見候所も罷通、同十三日朝五時頃、乍浦は參着、此所にも城構の様子に見候所有之、漂來の者を引請者候と相見、乘候船は罷越、此所留置候答の由申聞、木綿沓足袋杯銘々にとらせ、其後陸は揚、客屋の様子に有之所は入置、毛氈筵等を敷、料理も丁寧に申付、酒肴菓子迄給させ、三官と申唐人其外二三人介抱附、二階座敷を居所に申付置、蒲團其外枕たばこ盆迄日本用に致支度、木綿布子もとらせ、三官と申者彼是と懇に致介抱候よし申候、

一同十五日朝、乍浦官府は出候様申聞、三官其外宰領附添罷越候、城内は入候得は、左右

に帯刀の者餘多罷在、其中を通、官府の前は罷出候處、三官を以相尋候は、薩州の者にて候哉と申に付、前段の通漂流の様子申達候處、又以三官府申聞候は、食物肴等迄も用意申付置候間、致安堵可罷在候、來春は日本は可差戻候、其旨心得候様にと申聞、其後酒猪羊等とらせ歸候得之由申渡、右之旅宿は戻り罷在候處、又々蒲團杯送り、たばこ鼻紙等迄、不絶不自由に無之様致し置候之由申候、

一 四月二日迄、乍浦旅宿に罷在、同日此度入津の唐船に乗船可仕よし申に付乘罷在、當月十日出帆、同廿日當所に着岸仕候旨申候、右、漂流の者共詮議仕候趣、書面之通御座候、以上、
戊五月

寛保二年五月廿日、四番乍浦出梅雲閣、魏德卿船より、薩摩者二十人送來、

一 此者共五百七十石積船二十一人乗り組、去西六月出船せし處、七月九日風波甚しく、本船水込に成し故、端船に乗移る、其節一人溺死し、數日大洋に漂ひ、同十七日唐國漁山と云所に流寄り、船は打砕け、瀬の上に遊び付、磯邊に揚りしに、其所の漁人共介抱し、同廿七日小船より舟山に送り、同晦日總兵の官所にて、漂着の次第尋問あり、又知縣の官所に出、仍て總督巡撫より帝都に奏問あり、數月を経て、此者共日本に可送遣旨勅許有之由、十二月五日舟山より乍浦に送られ越年し、當五月十日乍浦より出船し、同廿日當湊に着船せり、御吟味の上、薩摩聞役に被預置、江府御親の上、御下知有て本國に歸しむ、

【事例Ⅲ】

寛政十一（一七九九）年

薩摩州麻兒島人船（二十六人・七人死亡）↓

朝鮮

・史料Ⅲ・A・同文集考（卷4・414）

禮曹參議押還漂倭書

云云緬惟茲辰欣居清裕瞻遇無已即見東萊府使馳報貴國船一隻漂到我全羅道濟州推義縣新山里九月二十六日止泊牛巖運士官問情則漂人二十六名本以貴國薩摩州麻兒島人船載七島稅米五百包芥砂糠二百五十桶丹木三百斤寬永通寶錢一百九十兩細苧布木十五疋各色細苧布木一百八十疋等物六月二十六日自七島發向本州二十七日猝遇大風漂蕩洋中七月初三日漂到一處風濤愈惡船將覆沒故跳下汲水小船倉皇回陸之際小船為懸嶼觸傷七人冷死大船片碎載物盡沒此即推義縣地也地方官一一拯出淨屍則從其願厚欵埋瘞于本縣地米布丹木砂糖沈水腐傷弁破船材木依所願燒火生存者十九人則芥與極晒衣封代載他船轉次護送於九月二十六日來到牛巖取考部牌係是無疑各人等芥資給衣糧順付歸船仍此委告統希崇亮不備 己未年十月 日

同文集考附錄 漂風日本國人 七

島王謝書

云云遠辱專書伏審貴國清寧無任欣慰茲者本邦薩摩州麻兒島居民一船二十六口去歲七月三日漂入貴國全羅道推義縣新山里船即觸破幸蒙拯濟支給衣糧所至優恤付我館司送還而船槳摧破之時其中溺斃者七口亦皆加欵瘞示意即轉啓東武深用嘉歎倘非隣好何以至此謹悉付在使者口頭仍具薄品略伸遠敬統希丙亮肅此不備 寛政十二年庚申六月 日 別幅 彩畫枕子掛硯匣一

箇黒漆無鉄大圓金十枚指南針三座

禮曹參議答書

云云權便遠屆惠覆隨至憑誦雅候増社慰浣良深漂民津送式修隣好荷茲勤謝兼副佳貺感佩曷已不腆土宜略伸回敬統希崇亮不備 辛酉年正月 日 別幅 神目同上
○東萊釜山回禮並見了未

【事例Ⅳ】

文政六（一八二三）年

薩摩鹿兒島居民六人↓朝鮮

奉禮曹恭議押還漂倭書

云云緬惟寒江起后冲裕瞻湖無已即接東萊府便馳報本年八月初三日貴國船一隻漂到我公清道泰安縣安興鎮新鎮里十一月十七日移泊牛巖邊古官問情則沙工平次郎回稱僂等俱是薩摩州鹿兒島居人因本州知委州所屬寶島守奉載往大興守眷二人合六名共駕一船同年三月十九日自府中離發四月二十五日到寶島守眷交發後率前守眷二人還歸本州次糶米三石載持七月初二日自其處發船放洋猝遇東北風波濤愈惡斫去帆竹不能制船汲

水船逐浪漂失又逢西風轉向東方至八月初三日漂著於安興鎮因地方官出救人命得全今始回泊於牛巖而十月初四日到中路格軍中清次郎一名因病物故自其處造棺厚斂六次載運至榮邦人置館處始得埋瘞于館後山云云故破傷船隻依願付火漂來五人等并皆資給衣糧順付歸船仍此委告統希崇亮不備 癸未年十二月 日

島主謝書

云云茲蒙示教仍諦起居膝常得副輿情陳者去年八月三日本邦薩摩州地方吏屬二人同州居民四名同乘一船漂泊貴國公清道泰安縣安興鎮新鎮里得蒙救濟所經歷各處撫恤加之資給衣食一名病歿又辱欽瘞付我館司送回

示意詳轉聞東武深用嘉嘆自非隣好安能至此委在使者稟述不腆之品庸伸謝意只冀叱納肅此不備 文政七年甲申十月 日 別幅 彩畫筆箋匣一箇彩畫大層匣一箇唐剪子十五握

禮曹恭議答書

云云星槎遙角籠覆隨臻仍審啓居清越慰瀉良深漂民洋送式出鄉好有此勤謝兼惠珍貺曷勝感佩不憚士宜略也回敬統希照亮不備 乙酉年二月 日 別幅 物目同上

○東萊釜山回禮并見丁未

(三) 参考

◎延享年 (1745年・乾隆10年)

七嶋平島船 (延享元年琉球に行きその後奥州に漂着)

・雜錄『追録4』2125号

去冬薩州七島船主長兵衛在薩府渡船於琉球國、

然琉球人運天親雲上・伊良皆親雲上亦在薩府、欲歸國從者。跟伴等總十九人駕渠船焉、及放洋不意遭暴風、迷惑失針路、飄蕩數月而今歲延享二年五月六日漂到奥州牡鹿郡寄磯濱、領主聞之稟執政、琉球人十九人自奥取陸護送江府、同年六月二十九日到吾芝邸、故以使番種子島宇左衛門通教護送之回國、同年七月十九日發江府取陸、同年八月二日到大阪駕船、著薩州、同年九月朔日入覽府琉球館矣、本船者加修理、自奥直歸、帆也、

※2126号・2127号・2128号・2129号にも記載。